


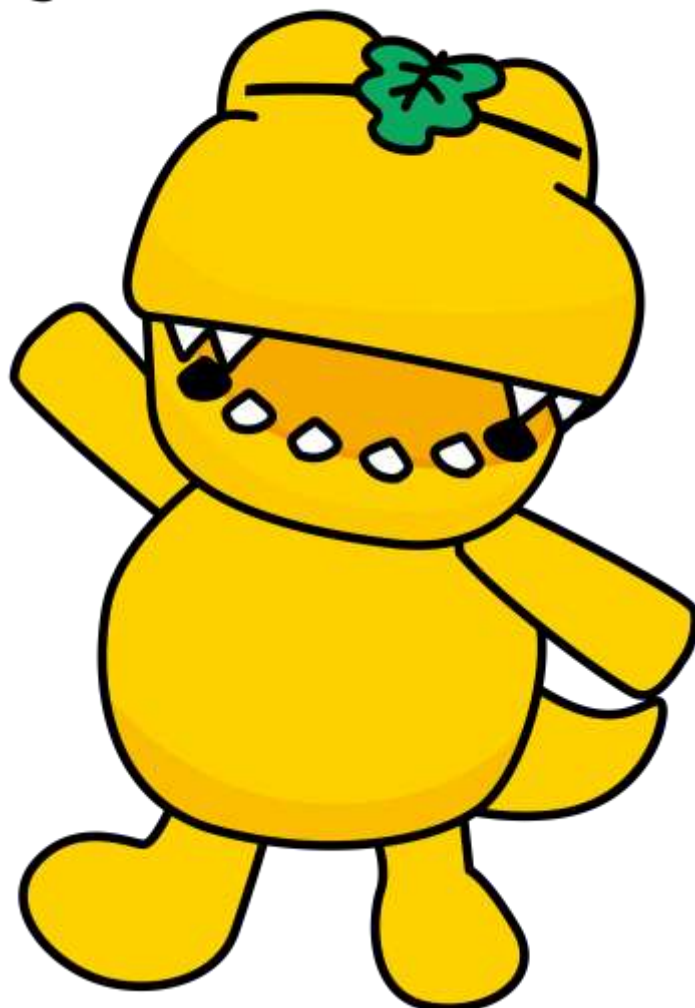


障害福祉のしおり



令和5年度版

おいでよ！カミワニ 



柏市

ご利用にあたって

- 1 このしおりは2023年4月1日現在で作成しています。
その後制度改正等により内容や金額が変更になることがありますので、ご了承ください。
- 2 各項目の内容は概要を説明しています。所得や年齢，障害程度等により制限がある場合がありますので，詳細を知りたい場合やご不明な点がある場合は，各関係機関にお問い合わせください。
- 3 制度・事業名のあとのマークは次のことを表しています。

身	…身体障害のかたが対象
知	…知的障害のかたが対象
精	…精神障害のかたが対象
難	…難病のかたが対象
- 4 各項目の問い合わせ先は次のとおりです。
 - (1) 障害福祉課
…下表のとおり
 - (2) (1)以外の市役所関係課及び市役所以外の機関
…各項目に掲載した問い合わせ先
- 5 制度の手続きにつきましては沼南支所窓口サービス課④番窓口福祉担当でも一部取り扱っています。取扱い業務はP1～2をご覧ください。支所では原則として申請書類の受付のみとなっていますので，詳細につきましては障害福祉課にご確認ください。

柏市役所福祉部障害福祉課	04-7167-1136(直通)
	04-7167-0294(FAX)
柏市役所沼南支所	04-7191-7392(直通)
福祉担当	04-7192-2926(FAX)

申請受付場所

手帳の申請や各種サービスの手続きについては、次の場所で受け付けております。

◇障害福祉課

柏市役所別館2階（柏市柏5-10-1）

※2019年度より障害者相談支援室は障害福祉課と統合しました。

◇お手続きには、時間に余裕を持ってお越しくださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

※駅前行政サービスセンターや出張所、近隣センター等では受け付けておりませんので、ご注意ください。

◇沼南支所 福祉担当

沼南庁舎1階（柏市大島田48-1）

沼南支所 福祉担当で取り扱っている業務は下表のとおりです。

《沼南支所 福祉担当 取扱業務》

制 度	項 目
身体障害者手帳 （手帳の受け取りは障害福祉課）	交付申請
	再交付申請
	居住地等変更届(市内転居)
	記載事項証明願 （証明書は、後日障害福祉課より郵送）
	返還届
	診断書料補助申請
療育手帳 （手帳の受け取りや18歳以上の交付申請・再判定申請は障害福祉課）	交付申請・再判定申請（18歳未満のみ）
	再交付申請
	記載事項証明願 （証明書は、後日障害福祉課より郵送）
	記載事項変更届
	返還届
精神障害者保健福祉手帳 （手帳の受け取りは障害福祉課）	交付申請（新規・更新・変更）
	再交付申請
	記載事項変更届
	返還届
	診断書料補助申請
柏市福祉手当	支給申請
	受給権消滅・変更届
	現況届
特別障害者手当・障害児福祉手当 （書類受付のみ）	認定請求
	氏名・住所変更届
	資格喪失届
	手当死亡届（未払手当請求）

特別児童扶養手当 (書類受付のみ)	認定請求
	県外からの転入届
	変更届(住所・氏名・金融機関・印鑑)
	資格喪失届
	障害認定有期更新申請
障害者扶養共済制度(扶養年金)	現況届
自立支援医療(精神通院) ※更生医療・育成医療については障害福祉課	新規申請
	再認定申請
	変更申請
	再交付申請
重度心身障害者医療	受給資格申請
	変更・喪失届
	現況届
	支給申請(領収書の受領)
	受給券再交付申請
精神障害者入院医療費	受給資格申請
	資格変更・失権届
	交付請求(領収書の受領)
特定疾病療養者見舞金	登録申請
	住所等変更届
	資格喪失届
	支給申請
一時介護委託料助成	登録申請
	支給申請
	変更申請
	廃止届
聴覚障害者等ファクシミリ助成	登録申請
	助成申請
	変更申請
	廃止届
NHK放送受信料減免	NHK申請用証明書の交付
有料道路通行料金割引	新規申請
	変更申請
	更新申請
	※別居親族の場合は、親族確認後
自動車燃料費助成	申請
	変更・失権届

	利用券兼助成金請求書再（追加）交付
	利用券兼助成金請求書の受付
福祉タクシー	申請
	変更・喪失・辞退届
障害福祉サービス事業施設等通所者交通費助成	登録申請・助成申請 ※申請書は障害福祉課から送付
自動車税（種別割）／ 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免	「生計同一証明書」交付申請
ちば障害者等用駐車区画利用証制度	交付申請

目次

1. しょうがいいてどべつがいとうじぎょういちらんひょう 障害程度別該当事業一覧表……………P1～4

2. そうだんまどぐち 相談窓口……………P5～13

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| 2-1 地域生活支援拠点・
柏市委託相談支援事業所 | 2-12 柏市教育委員会教育支援室 |
| 2-2 障害福祉課 | 2-13 療育の相談について |
| 2-3 柏市地域生活支援センター | 2-14 保健予防課 |
| 2-4 千葉家庭裁判所松戸支部 | 2-15 相談支援について |
| 2-5 かしわ福祉権利擁護センター | 2-16 精神科医療センター |
| 2-6 千葉県柏児童相談所 | 2-17 難病相談支援センター |
| 2-7 民生委員・児童委員 | 2-18 消費生活センター |
| 2-8 身体・知的障害者相談員・地域相談員 | 2-19 視覚障害者福祉協会 |
| 2-9 東葛飾障害者相談センター | 2-20 高次脳機能障害の
専門相談機関 |
| 2-10 発達障害者センターCAS | 2-21 摂食障害支援拠点病院 |
| 2-11 精神保健福祉センター | |

3. てちょう 手帳……………P14～17

- | | |
|-------------|-----------------|
| 3-1 身体障害者手帳 | 3-3 精神障害者保健福祉手帳 |
| 3-2 療育手帳 | |

4. てあてねんきん 手当・年金……………P18～25

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 4-1 柏市福祉手当 | 4-8 障害厚生年金 |
| 4-2 特別障害者手当(国) | 4-9 福祉資金貸付制度・
生活福祉資金貸付制度 |
| 4-3 障害児福祉手当(国) | 4-10 障害者扶養共済制度 |
| 4-4 特別児童扶養手当(国) | 4-11 年金生活者支援給付金 |
| 4-5 児童扶養手当(国) | 4-12 生活保護 |
| 4-6 障害基礎年金 | 4-13 生活困窮者自立支援制度 |
| 4-7 特別障害者給付金 | |

5. いりょう 医療……………P26～30

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 5-1 自立支援医療費 | 5-6 小児慢性特定疾病医療支援事業 |
| 5-2 重度心身障害者医療費 | 5-7 特定疾病療養者見舞金 |
| 5-3 精神障害者入院医療費 | 5-8 特定疾病療養受療証 |
| 5-4 後期高齢者医療制度 | 5-9 訪問歯科診療・訪問口腔衛生指導 |
| 5-5 指定難病医療費助成事業 | |

6. ^{ほそうぐ にちじょうせいかつようぐとう}補装具・日常生活用具等……………P31～40

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 6-1 補装具の助成 | 6-5 ヒアリンググループのご案内 |
| 6-2 日常生活用具費の助成 | 6-6 車いすの貸出し |
| 6-3 軽度中等度難聴児補聴器購入費等助成 | 6-7 小児慢性特定疾病児 |
| 6-4 介護用品（紙おむつ等）の給付 | 日常生活用具費の助成 |

7. ^{ふくし じゆきゆうしゃしょう}福祉サービス受給者証…………… P41～46

8. ^{ざいたくせいかつ しえん}在宅生活の支援…………… P47～50

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 8-1 一時介護委託料助成 | 8-7 家具等転倒防止器具等取付補助金 |
| 8-2 寝具乾燥消毒 | 8-8 防災福祉 K-Net |
| 8-3 理髪費用助成 | 8-9 さわやかサービス |
| 8-4 配食サービス | 8-10 オストメイト対応トイレの設置 |
| 8-5 緊急通報システム貸与 | 8-11 公営住宅の入居 |
| 8-6 中途視覚障害者自立更生事業 | 8-12 ごみ出し困難者の支援収集 |

9. ^{つうしん じょうほう}通信・情報サービス…………… P51～57

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 9-1 聴覚障害者のための意思疎通支援 | 9-10 ヘルプカード・マーク |
| 9-2 盲ろう者向け通訳・介助員派遣 | 9-11 柏市公式 Twitter・LINE |
| 9-3 聴覚障害者等ファクシミリの助成 | 9-12 かしわメール配信サービス |
| 9-4 聴覚障害者への災害情報
ファックス配信 | 9-13 広報かしの配布 |
| 9-5 緊急通報システム NET119 | 9-14 NTT の番号案内の無料 |
| 9-6 声の広報等 | 9-15 京葉ガスファックス受付窓口 |
| 9-7 点字広報等 | 9-16 NHK 放送受信料の減免 |
| 9-8 図書等郵送サービス | 9-17 携帯電話サービス |
| 9-9 電子図書館サービス | 9-18 青い鳥郵便葉書 |
| | 9-19 郵便物の減免 |

10. ^{こうつう}交通…………… P58～66

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 10-1 自動車運転免許取得助成 | 10-10 福祉タクシー |
| 10-2 自動車改造費の助成 | 10-11 福祉タクシー（寝台車） |
| 10-3 自動車運転免許適性検査・相談 | 10-12 タクシー運賃の割引 |
| 10-4 航空運賃の割引 | 10-13 ジャンボタクシー運賃の割引 |
| 10-5 鉄道運賃の割引 | 10-14 カシワニクル運賃の割引 |
| 10-6 バス運賃の割引 | 10-15 市営駐輪場利用料等減額・免除 |
| 10-7 施設等通所者交通費助成 | 10-16 駐車禁止の除外 |
| 10-8 有料道路通行料金の割引 | 10-17 ちば障害者等用駐車区画利用証制度 |
| 10-9 自動車燃料費の助成 | |

11. ^{ぜいきんどう}税金等…………… P67～71

- | | | | |
|------|---------|------|------------|
| 11-1 | 所得税 | 11-5 | 自動車税・軽自動車税 |
| 11-2 | 相続税・贈与税 | 11-6 | 軽自動車税 |
| 11-3 | 個人事業税 | 11-7 | 住民税 |
| 11-4 | 医療費控除 | | |

12. ^{せんきょ}選挙…………… P72～73

- | | | | |
|------|-----------------|------|--------------|
| 12-1 | 不在者投票 | 12-3 | 投票所における点字投票等 |
| 12-2 | 不在者投票における代理記載制度 | 12-4 | 選挙支援カード |

13. ^{きょういく}教育・^{こぞだ}子育て^{しえん}支援…………… P74

- | | | | |
|------|------------|------|---------------|
| 13-1 | ことば・きこえの教室 | 13-3 | 特別支援学級・特別支援学校 |
| 13-2 | じょうちよの教室 | 13-4 | 特別支援教育就学奨励費 |

14. ^{こよう}雇用・^{しゅうろうしえん}就労支援…………… P75～80

- | | | | |
|------|-------------------|------|-----------------|
| 14-1 | ビック・ハート柏 | 14-5 | 我孫子高等技術専門校 |
| 14-2 | ハローワーク松戸 | 14-6 | 船橋高等技術専門校 |
| 14-3 | 国立職業リハビリテーションセンター | 14-7 | 障害者就業支援キャリアセンター |
| 14-4 | 障害者職業センター | 14-8 | 障害者高等技術専門校 |

15. ^{しょうがいていど}障害程度の^{きじゆん}基準…………… P81～85

- | | | | |
|------|-------------|------|---------|
| 15-1 | 療育手帳 | 15-3 | 身体障害者手帳 |
| 15-2 | 精神障害者保健福祉手帳 | | |

16. シンボルマーク…………… P86～87

☆^たその他

- ・マイナンバーについて・・・P88～90
- ・【別表 指定難病一覧】
- ・市役所 FAX 番号一覧
- ・FAX 送信票
- ・防災メモ

1 障害程度別該当事業一覧表

(身体障害者手帳)

○…ほぼ該当

△…一部該当

※詳しくは各項目の掲載ページをご覧ください。

制度 障害種別	手当・年金						医療			補装具 日常生活用具		福祉 サービス受給者証	在宅生活の支援							
	柏市福祉手当(成人)	柏市福祉手当(児童)	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	障害者扶養共済制度	自立支援医療(更生)	自立支援医療(育成)	重度心身障害者医療	補装具費の助成	日常生活用具費の助成		一時介護委託料	理髪費用助成	配食サービス	緊急通報システムの貸与	公営住宅入居			
所得制限	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○				
掲載ページ	18	18	19	19	20	23	26	26	27	31	32	41	47	47	47	50				
身体障害者手帳	視覚障害	第一種	1	○	○	△	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	○	
			2	○	○	△	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	○	
			3		○			○	○	○	○		○	△	○	○		△		○
		第二種	4		○					○	○		○	△	○	○		△		○
			5							○	○		○	△	○	○		△		
			6							○	○		○	△	○	○		△		
	聴覚又は平衡機能障害	第一種	2	○	○	△	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○		△	△	○
			3		○			○	○	○	○		○	○	○	○		△		○
		第二種	4		○					○	○		○	△	○	○		△		○
			(5)6							○	○		○	△	○	○		△		
	言語音声	第二種	3		○			○	○	○	○		○	○	○	○		△		○
			4		○					○	○		○	△	○	○		△		○
	(上肢・下肢・体幹) 肢体不自由	第一種	1	○	○	△	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	△	○
			2	○	○	△	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○		△	△	○
			3		○			○	○	○	○		○	△	○	○		△		○
			4		○			△			○	○		○	△	○	○		△	
		第二種	5							○	○		○	△	○	○		△		
			6							○	○		○	△	○	○		△		
	内部障害	第一種	1	○	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	○		△	△	○
			2	○	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	○		△	△	○
3				○			△	○	○	○		△	△	○	○		△		○	
第二種		4		○			△		○	○		△	△	○	○		△		○	
所得制限	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○				
掲載ページ	18	18	19	19	20	23	26	26	27	31	32	41	47	47	47	47	50			

在宅生活の支援							交通										税金等			
手話通訳者	要約筆記者	ファクシミリ基本料金助成	声の広報・点字広報	携帯電話サービス	免除 ^{KH}		運転免許取得助成	自動車改造費	駐車禁止除外	航空運賃割引	鉄道運賃割引	有料道路通行料割引	自動車燃料費	福祉タクシー	タクシー運賃の割引	バス運賃割引	市営駐輪場使用料免除	所得税・相続税	自(種別制・環境性能制)車(税)	住民税
					全額非課税世帯	半額世帯主かつ契約者														
×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
51	51	51	52	56	56	56	58	58	65	59	60	61	62	63	64	60	65	67	69	71
			○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
			○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
			○	△	○	○	○			○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
			○	△	○	○	○			○	○	△	△	△	○	○	△	○	△	○
			○	△	○	○	○			○	○	△			○	○	△	○		○
			○	△	○	○	○			○	○	△			○	○	△	○		○
○	○	△		△	○	○	○		△	○	○	○	○		○	○	△	○	○	○
○	○	△		△	○	○	○		△	○	○	△	○		○	○	△	○	○	○
○	○			△	○	○	○			○	○	△			○	○	△	○		○
○	○			△	○	○	○			○	○	△			○	○	△	○		○
○	○	△		△	○		○			○	○	△	○		○	○	△	○	△	○
○	○			△	○		○			○	○	△			○	○	△	○		○
				△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
				△	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○
				△	○		○	○	△	○	○	△	△	△	○	○	△	○	△	○
				△	○		○			○	○	△	△		○	○	△	○	△	○
				△	○		○			○	○	△	△		○	○	△	○	△	○
				△	○	○	○		△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
				△	○		○		△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
				△	○		○			○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○
×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
51	51	51	52	56	56	56	58	58	65	59	60	61	62	63	64	60	65	67	69	71

○…ほぼ該当

※詳しくは各項目の掲載ページをご覧ください。

(知的・精神障害者手帳)

△…一部該当

制度 障害種別	手 当・年 金						医 療			補 装 具 日 常 生 活 用 具		福 祉 サ ー ビ ス 受 給 者 証	在 宅 生 活 の 支 援				
	柏市福祉手当(成人)	柏市福祉手当(児童)	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	障害者扶養共済制度	自立支援医療(精神通院)	精神障害者入院医療費	重度心身障害者医療	補装具費の助成	日常生活用具費の助成		一時介護委託料	理髪費用助成	配食サービス	緊急通報装置の貸与	公営住宅入居
所得制限	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○
掲載ページ	18	18	19	19	20	23	26	28	27	31	32	41	47	47	47	47	50
療育手帳	△(△の1、△の2を含む)	○	○	△	△	○	○			△		△	○	○		△	○
	Aの1	○	○			○	○			△		△	○	○		△	○
	Aの2	○	○			○	○			△		△	○	○		△	○
	Bの1	○	○			△	○						○	○		△	○
	Bの2					△	○						○	○		△	○
精神保健福祉手帳	1級	○	○	△	△	△	○	○	○	△		△	○	○		△	○
	2級					△	○	○	○			△	○	○		△	○
	3級					△		○	○				○	○		△	
所得制限	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○
掲載ページ	18	18	19	19	20	23	26	28	27	31	32	41	47	47	47	47	50

在 宅 生 活 の 支 援							交 通										税金等			
手 話 通 訊 者	要 約 筆 記 者	フ ァ ク シ ミ リ 基 本 料 金 助 成	声 の 広 報 ・ 点 字 広 報	携 帯 電 話 サ ー ビ ス	免 除		運 転 免 許 取 得 助 成	自 動 車 改 造 費	駐 車 禁 止 除 外	航 空 運 賃 割 引	鉄 道 運 賃 割 引	有 料 道 路 通 行 料 割 引	自 動 車 燃 料 費	福 祉 タ ク シ ー	タ ク シ ー 運 賃 の 割 引	バ ス 運 賃 割 引	市 営 駐 輪 場 使 用 料 免 除	所 得 税 ・ 相 続 税	自 動 車 税 ・ 取 得 税	住 民 税
					全 額 非 課 税	半 額 世 帯 主 か つ 契 約 者														
×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
51	51	51	52	56	56	56	58	58	65	59	60	61	62	63	64	60	65	67	69	71
				△	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
				△	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
				△	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○
				△	○				○	○					○	○	△	○		○
				△	○	○			○	○			○	○		○	△	○	△	○
				△	○				○						○	△	○	○		○
×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
51	51	51	52	56	56	56	58	58	65	59	60	61	62	63	64	60	65	67	69	71

2	そう だん まど ぐち 相 談 窓 口
---	-------------------------------

2-1	<small>ちいきせいかつしえんきよてん かしわしいたくそうだんしえんじぎょうしょ</small> 地域生活支援拠点・柏市委託相談支援事業所
-----	---

◇障害のあるかたやそのご家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用に関することやセルフプランの作成、日常生活においてのお困りごとなど、いろいろな相談ができる相談窓口です。お気軽にお問い合わせください。

事業所名	住所	電話	FAX	受付時間
地域生活支援拠点 あおば 地域生活相談センター シャル	柏市高田三勢 1087-5	7126-0127	7197-5190	平日 8:30~18:30 ★緊急時は平日以外・時間外も 24 時間相談受付対応
地域生活支援拠点 たんぽぽ たんぽぽセンター	柏市柏下 93-2	7160-1239	7136-1563	平日 8:30~17:15 ★緊急時は平日以外・時間外も 24 時間相談受付対応
地域生活支援拠点 しょうなん サポートセンター沼南	柏市大津ヶ丘 2-19-5	7191-3391 090-9001-6090 (時間外)	7191-2400	平日 8:30~18:00 ★緊急時は平日以外・時間外も 24 時間相談受付対応
地域生活支援拠点 ふるーむの風 ふるーむの風相談室	柏市中原 1817-1	7128-4135	7128-4136	平日 8:30~18:00 ★緊急時は平日以外・時間外も 24 時間相談受付対応
権利擁護あさひ	柏市篠籠田 1401-89 いちごハイム 1F	7140-1890	7140-1891	平日 8:30~18:00

2-2	<small>しょうがいふくしか</small> 障害福祉課
-----	--

- ◇身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の受付、各種手当の給付などを行っています。ご本人だけでなく、ご家族からの申請も受け付けています。
- ◇障害福祉サービスや障害児通所支援、補装具、日常生活用具の利用相談や申請手続きを中心に、障害種別を問わない相談支援を実施します。
- ◇障害者虐待防止センターとして、虐待や権利擁護、差別解消の相談にも対応しています。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課 別館 2F(8番窓口)
 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

2-3 かしわしち いきせいかつしえん
柏市地域生活支援センター

◇柏市地域生活支援センターでは、年齢や障害の有無を問わず、柏市民のかたを対象とした「福祉の総合相談」を実施しております。

◇生活上の困りごとや心配ごとで、「どこに相談したらよいかわからない」、「困りごとがいろいろでどこから手をつけたらよいか・・・」など、まずは電話やメールでご相談ください。訪問や来所での相談支援を行います。

※相談費用等は無料です。

◇相談受付時間 月～金：午前8時30分～午後5時15分
 ★時間外でも急を要するご相談は、電話で受け付けています。

問い合わせ 柏市地域生活支援センター
 TEL 7165-8707 FAX 7165-8709
 メール ainet@kazenomura.jp 柏市柏五丁目8番12号
 (教育福祉会館1F)

2-4 ちばかていさいばんしょまつとしふ こうけんがかり
千葉家庭裁判所松戸支部 後見係

○成年後見制度 **知 精**

◇知的障害や、精神上的の障害によって判断能力が十分でないかたを法的に守り、支えるための制度です。成年後見制度には、次のような類型があります。

類型	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	後見については、後見制度支援信託等を利用する場合があります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人が公証人役場であらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

*家庭裁判所は、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

*任意後見制度については、最寄りの公証人役場にお問い合わせください。

問い合わせ 千葉家庭裁判所松戸支部 後見係
 TEL 047-313-0153 松戸市岩瀬無番地

2-5

ふくしけんりようご かしわししゃかいふくしきょうぎかい
かしわ福祉権利擁護センター（柏市社会福祉協議会）

○成年後見制度 **知 精**

◇高齢者や障害をお持ちのかたの意思能力・生活状況に応じて、成年後見制度に関するご相談を受けいたします。

また、普及啓発業務として成年後見制度に関する講習会や出前講座を行っています。

問い合わせ

かしわ福祉権利擁護センター（中核機関）

TEL 7162-5011 FAX 7163-9199

2-6

ちばけんかしわじどうそうだんじょかしわすえひろししよ
千葉県柏児童相談所 柏末広支所

◇児童（18歳未満）の福祉に関する相談について、必要な調査や医学的、心理学的、社会的判定を行い、相談支援を行います。

問い合わせ

千葉県柏児童相談所 柏末広支所 柏市末広町 11-18 G-IBLDG.末広

TEL 7147-5455 FAX 7141-5175

2-7

みんせいいいん じどういいん
民生委員・児童委員

◇地域住民の一番身近な相談窓口として活動しています。お住まいの地域を担当する民生委員児童委員がわからないときは、民生委員児童委員協議会事務局または福祉政策課へお問い合わせください。

問い合わせ

柏市民生委員児童委員協議会（柏市社会福祉協議会総務課内）

TEL 7163-9000 FAX 7163-9300

柏市役所福祉政策課

TEL 7167-1131 FAX 7164-3917

2-8

しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがいしゃそうだんいん ちいきそうだんいん
身体障害者相談員・知的障害者相談員・地域相談員

◇身体障害・知的障害のあるかた及びそのご家族からの様々なお悩みについて、当事者の立場から相談に応じます。

	主な専門	氏名	電話
身体障害者相談員 (地域相談員兼任)	聴覚障害	木村 正己	7167-8758(FAX)
	肢体不自由	鳥海 和子	7175-3621
	視覚障害	渡部 利一	7131-1020
	肢体不自由	中村 幸子	7132-3883
知的障害者相談員 (地域相談員兼任)		佐野 公子	7133-0591
		徳本 セイ子	7145-4011
		中野 しのぶ	7162-3480
		菅井 治子	070-6408-0081
		川島 裕美	090-4612-2294
地域相談員	精神障害	安井 一郎	7164-3910
	精神障害	上野 泰典	7160-1239
	精神障害	小助川 左代	7160-1211
	精神障害	金田一 正史	7136-1517
	精神障害	松井 宏昭	7197-4080
	障害者の雇用全般	沖野 武志	7168-3003
	建物・不動産	泉 宣寛	7163-3035
	建築	野澤 百合江	090-7731-0575
広域専門指導員	廣藤 学	04-7179-1088(相談窓口) FAX:04-7165-2423	

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

※地域相談員は、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく制度です。

2-9

ちばけんひがしかつしかしょうがいしゃそうだん
千葉県東葛飾障害者相談センター

◇18歳以上の身体障害者等の補装具，知的障害者の療育手帳，その他の相談・判定を市町村などからの求めに応じて行う専門機関(更生相談所)で，医学的・心理学的・社会学的判定を行い，相談支援を行っています。

問い合わせ

千葉県東葛飾障害者相談センター

我孫子市本町 3-1-2 けやきプラザ 3F

TEL 04-7165-2422 FAX 04-7165-2423

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例相談窓口 (障害者差別相談)

TEL 04-7179-1088 FAX 04-7165-2423

メール sjourei@pref.chiba.lg.jp

※なお，毎週水曜日に教育福祉会館でこの条例に関する出張相談を行っています。

2-10

ちばけんはったつしょうがいしゃ
千葉県発達障害者センターCAS (キャス)

◇発達障害のあるかたとその家族，ならびに支援をする人や機関に対する相談支援を行う機関です。相談支援，発達支援，就労支援，普及啓発や研修も行っていきます。

問い合わせ

千葉県発達障害者センターCAS

我孫子市本町 3-1-2 けやきプラザ 4F

TEL 04-7165-2515 FAX 04-7165-2516

2-11

ちばけんせいしんほけんふくし
千葉県精神保健福祉センター

◇心の健康，精神疾患及び精神科医療，依存症（アルコール・薬物・ギャンブル），思春期精神保健など精神保健福祉全般に関する電話及び面接による相談を行います。

*面接相談は予約制です。

*診療については関係機関からの紹介のみお受けしております。

問い合わせ

千葉県精神保健福祉センター

千葉市中央区仁戸名町 666-2

◇一般相談

TEL 043-263-3893 (月～金：午前 9 時～午後 6 時 30 分 (祝日，年末年始を除く))

◇アルコール・薬物・ギャンブル等相談

TEL 043-263-3892

(月～金：午前 10 時～午後 5 時 (祝日，年末年始を除く))

※令和5年度の秋以降に移転予定です。
移転後のセンターの場所及び電話番号の情報はホームページでご確認ください。

TEL 043-263-3891(代表) FAX 043-265-3963

2-12

かしわしきょういくいいんかいきょういくしえんしつ
柏市教育委員会教育支援室

○教育相談

◇幼児・小学生・中学生の学業，進路，不登校，発達全般，親子関係など教育や子育てに関する相談に応じます。

問い合わせ

柏市教育委員会教育支援室

TEL 7131-6615（電話相談） 7131-6671（面談予約）

2-13

りょういく そうだん
療育の相談について

◇次の施設では，療育上の相談支援を行っています。

○こども発達センター 発達の気になるお子さんについて

TEL 7128-2223 FAX 7167-8588

○リトルペガサス

発達の気になるお子さん・障害をお持ちのお子さんについて

TEL 7157-0303

○桐友学園

発達の気になるお子さん・障害をお持ちのお子さんについて

TEL 7191-5277

2-14

ほけんよぼうか
保健予防課

○こころの健康相談

◇こころの問題を抱えているご本人やご家族を対象に，精神科医が相談に応じます。（予約制）日時は広報かしわでお知らせしています。

○アルコールの悩みごと相談

◇アルコール問題を抱えているご本人やご家族を対象に，専門医が相談に応じます。（予約制）日時は広報かしわでお知らせしています。

○難病の相談

◇難病患者さんやそのご家族を対象に，保健師等が病気や治療，介護，福祉制度等，療養生活にかかる相談をお受けします。必要時，訪問相談を行っています。

問い合わせ

保健所保健予防課 柏市柏下 65-1 （ウェルネス柏 3F）

TEL 7167-1254（こころの健康相談，アルコールの悩みごと相談）

7128-8121（難病の相談）

FAX 7167-1732

2-15

そうだんしえん
相談支援について

◇相談内容に応じて問題解決の手助けができるように福祉サービスや関係機関等の情報提供、助言を行います。

問い合わせ

柏市社会福祉協議会心配ごと相談 (祝日・年末年始除く)

TEL 7163-2734 水曜日 (午前10時～午後3時)

TEL 7193-2942 木曜日 (午前10時～午後3時)

千葉県ひきこもり地域支援センター

TEL 043-209-2223 (月～金：午前9時半～午後4時半)

(祝日・年末年始を除く) 第1金曜：午後1時～午後4時半

2-16

ちばけんせいしんかいいりょう
千葉県精神科医療センター

◇県内の精神科医療の中核的医療機関。精神科救急医療の提供を主な目的とした病院です。

問い合わせ

千葉県精神科医療センター 千葉市美浜区豊砂5

TEL 043-276-1361 FAX 043-276-1367

2-17

とうかつほくふちいきなんびょうそうだんしえん
東葛北部地域難病相談支援センター

◇難病患者さんご家族の日常生活及び各種福祉手続き等について、県の健康福祉センター及び市町村と連携しつつご相談をお受けしています。

問い合わせ

東京慈恵会医科大学附属柏病院内患者支援センター

ソーシャルワーカー部門 TEL 7167-9681

2-18

しょうひせいかつ
消費生活センター

◇消費生活相談

商品やサービスを購入してトラブルになったときや契約をする前で心配なことがあるときは、消費生活センターにご相談ください。専門的な知見を有する消費生活相談員が解決のためのお手伝いをします。また、消費生活に関する情報提供もお受けしています。

問い合わせ

消費生活センター 柏市柏下73 柏市中央体育館管理棟1階

【消費生活相談員による相談】

相談時間：午前9時から午後4時30分まで

相談日：月曜日から金曜日（来訪、電話）、第3土曜日（電話のみ）※祝日・年末年始を除く

相談専用：TEL 7164-4100 FAX 7164-4327

千葉県消費者センター TEL 047-434-0999

月曜日から金曜日：午前9時から午後4時30分まで 土曜日：午前9時から午後4時まで

全国共通消費者ホットライン (土・日・祝日) 『188』 (いやや！泣き落とし)

2-19

ちばけんしかくしょうがいしゃふくしきょうかい
千葉県視覚障害者福祉協会

○視覚障害者相談・支援室

◇社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会では、視覚障害者が抱える生活、学習(点字等)全般の諸問題について、相談を行います。

第1・第3水曜日	会場	視覚障害者総合支援センターちば (四街道市四街道 1-9-3)
	時間	午前10時から午後4時まで
	電話番号	043-421-6910

第2水曜日	会場	柏市民交流センター (パレット柏 柏市柏 1-7-1)
	時間	午前10時から午後3時まで
	電話番号	080-7153-8228

※両会場とも来談の場合は要予約

☆指定日が祝祭日の場合、年末年始、夏季休業の場合はお休みとなります。

○IT 機器の講習

◇視覚障害による情報障害を克服するために必要なパソコンや読み書きを支援する機器の講習を実施しています。原則として月曜日の午前10時から午後3時の間に開設していますが、視覚障害当事者のスカイプによるサポートも受けられますので、希望されるかたは専用電話にお問い合わせください。

※パソコン教室(第2・第4月曜日10時~15時)

問い合わせ

千葉県視覚障害者福祉協会

ホームページ <https://tisikyo.jp>

メール jimukyoku-chibaken@tisikyo.jp

TEL 043-421-5199 月~金(祝日・年末年始除く) 9時~17時

2-20

こうじのうきのうしょうがい せんもんそうだんきかん
高次脳機能障害の専門相談機関

◇千葉県内の高次脳機能障害支援拠点機関です。高次脳機能障害に関する相談や支援を行っています。

問い合わせ

○千葉県千葉リハビリテーションセンター

千葉市緑区誉田町 1-45-2

TEL 043-291-1831 (代) FAX 043-291-1847

※月～金（祝日を除く）9時～17時

○旭神経内科リハビリテーション病院

松戸市栗ヶ沢 789-1 TEL 047-385-5566

※月～土（祝日を除く）9時～17時

○亀田リハビリテーション病院

鴨川市東町975-2 TEL 04-7093-1400 (代)

※月～土（祝日を除く）9時～17時

○総合病院国保旭中央病院リハビリテーション科

旭市イの1326

TEL 0479-63-8111 FAX 0479-63-8580

※月～金（祝日を除く）9時～17時

2-21

ちばけんせつしょくしょうがいしえんきよてんびょういん
千葉県摂食障害支援拠点病院

◇摂食障害の患者さんやご家族等からの相談をお受けしています。

問い合わせ

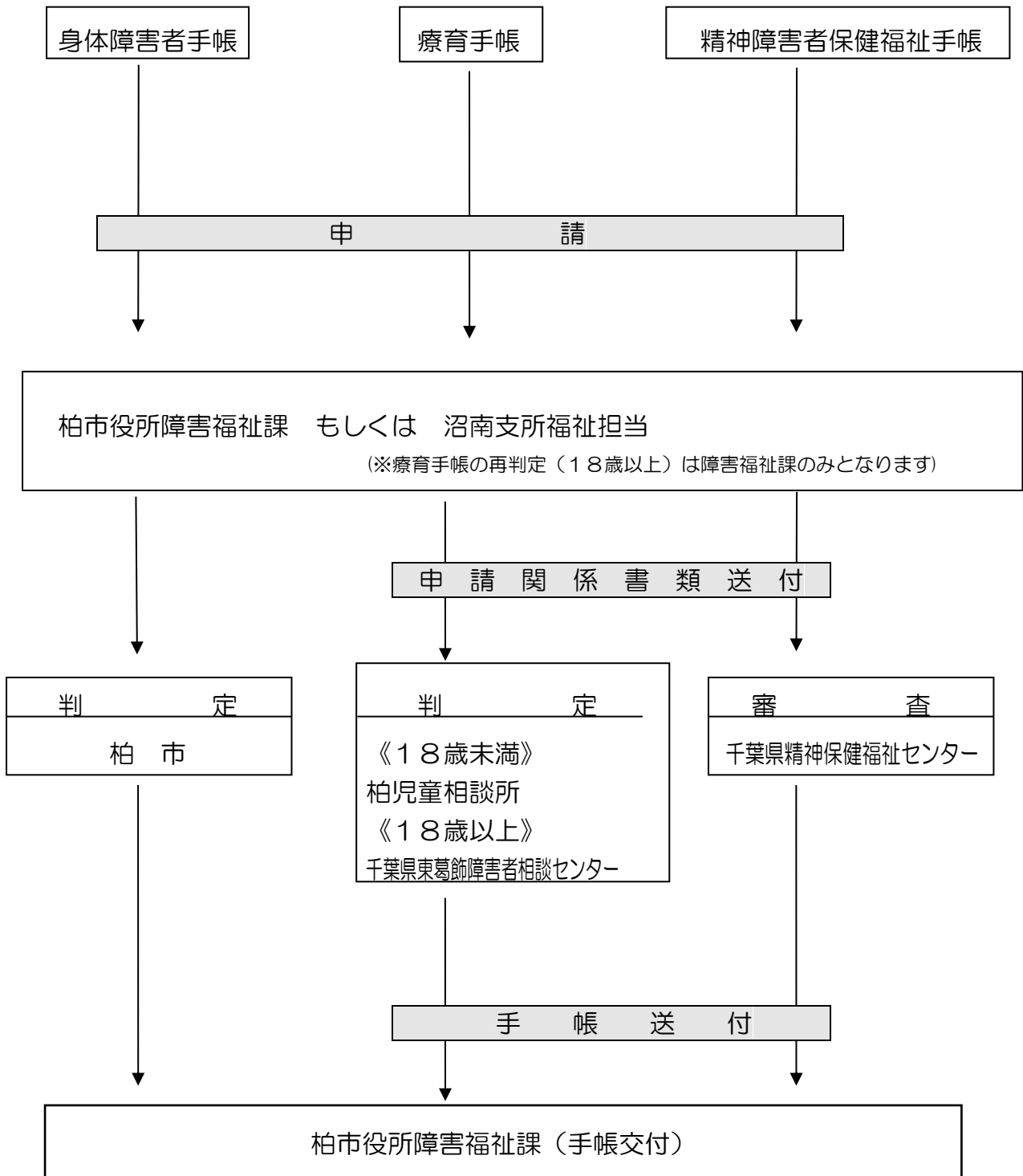
千葉県摂食障害治療支援センター 市川市国府台 1-7-1

TEL/FAX 047-375-4792

メール edsupport-chiba@hospk.ncgm.go.jp

3	て 手 帳	ち ょう 帳
---	-------------	--------------

《障害者手帳交付の流れ》



- 身体障害者手帳は、申請から手帳交付までおおむね1か月かかります。
- 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、千葉県の審査会の都合などによりおおむね2、3か月かかります。

3-1	しん たい しょう がい しゃ て ちょう 身 体 障 害 者 手 帳
-----	---

◇身体障害者が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

手帳を新規（更新・等級変更含む）で申請するお手続き

対 象 者	上肢, 下肢, 体幹, 視覚, 聴覚・平衡機能, 音声・言語・そしゃく, 心臓, 呼吸器, 腎臓, 膀胱, 直腸, 小腸, 免疫, 肝臓機能に障害があるため, 日常生活に著しく制限を受けているかた
障 害 程 度	P82の【身体障害者手帳の障害程度基準表】をご参照ください。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・指定医の診断書・意見書 ・写真1枚（縦4cm×横3cm） ☆マイナンバー関係書類
身体障害者手帳 交付診断料助成	診断書の作成にかかわる料金について, 5,000円を上限に助成します。 ≪必要なもの≫ <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・領収書（原本） ・印鑑 ・預金通帳（ゆうちょ銀行は振込用口座番号記載のもの）
窓 □	<u>柏市役所障害福祉課</u> , <u>沼南支所福祉担当</u>

手帳の再交付・住所変更等のお手続き

手 続 き 内 容	必 要 な も の	窓 □
住所・氏名等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地等変更届 ・身体障害者手帳 	柏市役所障害福祉課 沼南支所福祉担当
紛失・破損・写真の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・再交付申請書 ・写真1枚（縦4cm×横3cm） 	
返還（死亡）	<ul style="list-style-type: none"> ・返還届 ・身体障害者手帳 	

- ・各種申請書と届出書は窓口でお渡しします。
 - ・郵送での申請手続きも可能です。
 - ・障害の程度の変更・追加があった場合は, 再申請をしてください。
 - ・写真は, 無帽の上半身・1年以内・無背景のものでお願いします。
- ☆マイナンバー関係書類については P88 を参照ください。

注意事項

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

3-2	<small>りょう いく て ちよう</small> 療 育 手 帳
-----	---

◇知的障害者(児)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするための手帳です。

手帳を新規（再判定含む）で申請するお手続き

対 象 者	知能指数がおおむね75以下で日常生活において介助を必要とする程度の状態にあるかた
障 害 程 度	最重度…㊸, ㊸の1, ㊸の2 中 度…Bの1 重 度…Aの1, Aの2 軽 度…Bの2 P81の【療育手帳の障害程度基準表】をご参照ください。
判 定	18歳未満は児童相談所 18歳以上は障害者相談センターが行います
必要なもの	・申請書 ・写真1枚(縦4cm×横3cm)
窓 口	<u>柏市役所障害福祉課</u> , <u>沼南支所福祉担当</u>

手帳の再交付・住所変更等のお手続き

手 続 き 内 容	必 要 な も の	窓 口
住所・氏名等の変更	・記載事項変更届 ・療育手帳	柏市役所障害福祉課 沼南支所福祉担当
紛失・破損・写真の更新	・再交付申請書 ・写真(縦4cm×横3cm)1枚	
返還(死亡・転出)	・返還届 ・療育手帳	

注意事項

- ・各種申請書と届出書は窓口でお渡しします。
 - ・郵送での申請手続きも可能です。
 - ・写真は、無帽の上半身・1年以内・無背景のものでお願いします。
- ☆マイナンバー関係書類についてはP88を参照ください。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課
 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

◇精神障害のあるかたに対して、各種の支援策を講じるとともに、自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。

手帳を新規で申請するお手続き

対 象 者	精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があるかた
等 級 程 度	P81の【精神保健福祉手帳の障害等級表】をご参照ください。 ※審査・判定は千葉県で行います。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 写真1枚(縦4cm×横3cm) 医師の診断書(有効期限:作成日より3ヶ月)もしくは、障害年金証書の写し(精神障害を事由とするもの)
精神障害者保健福祉手帳 交付診断料助成	<p>診断書の作成にかかわる料金について、5,000円を上限に助成します。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書 領収書 印鑑 預金通帳(ゆうちょ銀行は振込用口座番号記載のもの)
窓 口	<u>柏市役所障害福祉課</u> 、 <u>沼南支所福祉担当</u>

手帳の再交付・住所変更等のお手続き

手 続 き 内 容	必 要 な も の	窓 口
住所・氏名等の変更	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項変更届 精神障害者保健福祉手帳 	柏市役所障害福祉課 沼南支所福祉担当
県外・千葉市からの転入	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 精神障害者保健福祉手帳 写真(縦4cm×横3cm)1枚 	
紛失・破損・写真の更新	<ul style="list-style-type: none"> 再交付申請書 写真(縦4cm×横3cm)1枚 	
返還(死亡・転出)	<ul style="list-style-type: none"> 返還届 精神障害者保健福祉手帳 	

- 各種申請書と届出書は窓口でお渡しします。
 - 郵送での申請手続きも可能です。
 - 有効期限は2年です。2年ごとに更新が必要です。
 - 写真は、無帽の上半身・1年以内・無背景のものでお願いします。
- ☆マイナンバー関係書類についてはP88を参照ください。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

4	て あて ねん きん 手 当 ・ 年 金
---	-------------------------

4-1	かしわしふくしてあて 柏市福祉手当
-----	----------------------

身 知 精

◇在宅の障害者のために支給される手当です。

受 給 者	下表に定める障害がある場合、本人もしくは本人を扶養しているかた
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 手帳（身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳） ・ 預金通帳（ゆうちょ銀行は振込用口座番号記載のもの）
支 給 月	年3回 8月（4・5・6・7月分），12月（8・9・10・11月分），4月分（12・1・2・3月分）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設（老人保健施設を除く）入所しているかたは対象外です。 ・ 申請の翌月分からの支給になります
窓 口	<u>柏市役所障害福祉課</u> ， <u>沼南支所福祉担当</u>

区 分	程 度	支 給 月 額
寝たきり 身体障害者	身体障害者手帳1・2級の交付を受けたかたで、居宅においてねたきりの症状が概ね6か月以上続いており、介添えがなければ日常生活において、自用を満たすことが著しく困難な65歳未満の身体障害者。 ※介護保険の給付を受けていないかた	12,500 円
在宅重度 知的障害者	療育手帳Aの2以上（重度）と判定された在宅の知的障害者 ※介護保険の給付を受けていないかた	12,500 円
その他成人	身体障害者手帳1・2級の交付を受けたかた，又は療育手帳Bの1（中度）と判定された知的障害者で，上記以外のかた	11,000 円
児童の重度	身体障害者手帳1・2級の交付を受けたかた，又は療育手帳Aの2以上（重度）と判定された知的障害児（20歳未満）	14,500 円
児童の中度	身体障害者手帳3・4級の交付を受けたかた，又は療育手帳Bの1（中度）判定された知的障害児（20歳未満）	13,000 円
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級のかた	11,000 円

※柏市福祉手当を受給されているかたは、特別障害者手当，障害児福祉手当は受給できません。

4-2	とくべつしょうがいしゃてあて くに 特別障害者手当 (国)
-----	---

4-3	しょうがいじふくしてあて くに 障害児福祉手当 (国)
-----	---------------------------------------

	4-2 特別障害者手当 身 知 精	4-3 障害児手当 身 知 精
受給者	20歳以上で、精神・知的または、身体に著しく重度の障害が2つ以上あるため日常生活で特別な介護を常に必要とするかた、又は同程度以上のかた ※介護保険で要介護4、5のかたも対象になる可能性があります	20歳未満で、精神・知的または身体に重度の障害があるため日常生活での介護を常に必要とするかた
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の診断書 (又は身体障害者手帳か療育手帳) ・年金証書、年金支払通知書 ・預金通帳 (申請者本人名義) 	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の診断書 (又は身体障害者手帳か療育手帳) ・預金通帳 (申請者本人名義)
支給月	年4回 5月(2・3・4月分)、 8月(5・6・7月分)、 11月(8・9・10月分) 2月(11・12・1月分)	年4回 5月(2・3・4月分)、 8月(5・6・7月分)、 11月(8・9・10月分) 2月(11・12・1月分)
支給月額	30,980円 (市独自の手当3,000円を含む) ※年度途中で金額の変更あり	18,220円 (市独自の手当3,000円を含む) ※年度途中で金額の変更あり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施設(有料老人ホームを除く)入所しているかたは対象外です。 ・継続して3ヶ月以上の入院(老人保健施設を含む)をしているかたは対象外です。 ・申請の翌月分からの支給になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所しているかたは対象外です。 ・申請の翌月分からの支給になります。
窓口	柏市役所障害福祉課, <u>沼南支所福祉担当</u>	柏市役所障害福祉課, <u>沼南支所福祉担当</u>

※特別障害者手当、障害児福祉手当の受給をされているかたは、柏市福祉手当は受給できません。

4-4	とくべつじどうふようてあて くに 特別児童扶養手当（国）
-----	--

4-5	じどうふようてあて くに 児童扶養手当（国）
-----	----------------------------------

	4-4 特別児童扶養手当 身 知 精	4-5 児童扶養手当
受給者	精神（知的）または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護しているかた	対象は、父母の離婚などにより父親（または母親）と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の3月31日の間にある者又は20歳未満で一定の障害がある者）を養育するひとり親、または養育者のかた。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の診断書（身体障害者手帳か療育手帳で省略できる場合あり） ・ 戸籍謄本（申請1か月以内に発行されたもの） ・ 預金通帳（受給者名義・ゆうちょ銀行は振込用口座番号記載のもの） 	<p>下記の部署へお問い合わせください</p> <p>こども福祉課 TEL 7167-1595</p>
支給月額	<p>53,700円（1級）</p> <p>35,760円（2級）</p>	<p>1 全部支給：44,140円 一部支給：10,410円～44,130円</p> <p>2 第2子加算額 全部支給：10,420円 一部支給：5,210円～10,410円</p> <p>3 第3子以降加算額 全部支給：6,250円 一部支給：3,130円～6,240円</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児童が施設（グループホームを除く）入所しているかたは対象外です。 ・ 申請の翌月分からの支給になります。 ・ 所得制限があります。事前にお問い合わせ下さい。 ・ その他状況により、必要書類が異なります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父親（または母親）に重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害がある場合も対象になる可能性があります。詳細については事前にお問い合わせください。
窓口	<u>柏市役所障害福祉課</u> ， <u>沼南支所福祉担当</u>	<u>柏市役所こども福祉課</u> ， <u>沼南支所福祉担当</u>

4-6	しょうがいきそねんきん 障害基礎年金
-----	------------------------------

4-7	とくべつしょうがいきゆうふきん 特別障害給付金
-----	-----------------------------------

	4-6 障害基礎年金 身知精	4-7 特別障害給付金 身知精
対象者	<p>国民年金加入中（※1）に初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）があり、初診日から原則1年6か月を経過した日もしくは20歳に達した日（20歳の誕生日の前日）に障害の状態にあるか、または65歳に達する日の前日（65歳の誕生日の前々日）までに障害の状態となったかた。</p> <p>※1 20歳前や60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。</p>	<p>国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者のかたで、次の1または2に該当するかた。</p> <p>1 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生</p> <p>2 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者等（厚生年金、共済年金の加入者等）の配偶者</p>
年金額（※2）	<p>1級 年額 993,750円 （障害手帳等級とは異なります）</p> <p>2級 年額 795,000円 （障害手帳等級とは異なります）</p> <p>※2 受給権者により生計維持される18歳到達年度末日（3月31日）までにある子または法令により定められた障害の状態にある20歳未満の子がいる場合は、加算（第1子・第2子各228,700円、第3子以降各76,200円）が行われます。</p>	<p>1級 月額 53,650円 （障害手帳等級とは異なります）</p> <p>2級 月額 42,920円 （障害手帳等級とは異なります）</p> <p>※本人が受給している他の年金等や本人の所得により、支給が調整（または停止）されることがあります。</p>
窓口	<p><u>柏市役所国民年金室</u> TEL 7167-1130 FAX 7167-8103</p>	

4-8	<small>しょうがいこうせいねんきん</small> 障害厚生年金	身 知 精
-----	---	-------

対象者	厚生年金加入中に初診日のある傷病で初診日から1年6か月たった(又はその間に治った(症状が固定した))とき。事後重症等の請求もできる場合があります。	
年金額	1級または2級(※障害手帳等級とは異なります。)に該当する場合は障害基礎年金(子の加算金を含む)が支給される他、60歳台前半の老齢厚生年金の報酬比例部分と同じ式で計算された額が上乘せられます。なお生計を維持する配偶者(65歳未満)がいる場合は223,800円(令和4年度)が加算されます。 3級の障害厚生年金の年金額が583,400円(令和4年度)に満たないときは583,400円(令和4年度)となります。また障害の程度が障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに一時金(障害手当金)として支給される場合があります。	
窓 口	<u>松戸年金事務所</u> TEL 047-345-5517 FAX 047-342-9711	<u>街角の年金相談センター 柏 (柏駅東口)</u> TEL 04-7160-3111 (予約)

4-9	<small>ふくし し きんかしつけせい ど およ せいかつふくし し きんかしつけせい ど</small> 福祉資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度	身 知 精
-----	--	-------

- ◇所得の低い世帯を対象に、一時的に生計の維持が困難となった時に資金をお貸しする福祉資金貸付制度と、用途別に貸付対象や限度額が設けられた生活福祉資金貸付制度があります。
- ◇貸付の制度により要件が異なります。また審査がありますので、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ
かしわ福祉権利擁護センター (柏市社会福祉協議会)
 TEL 7163-1234 FAX 7163-9199

4-10

 しょうがいしゃふいようきょうさいせいと
障害者扶養共済制度

身 知 精

◇障害のあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のあるかたに終身一定の年金が給付される制度です。

加入者	市内に住所を有する健康状態に問題のない65歳未満のかたで、次に掲げる障害のあるかたを扶養しているかた 1 身体障害者手帳1級から3級までの所持者 2 療育手帳の所持者 3 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の所持者 4 その他、上記と同程度と認められる障害のあるかた
掛金	1 口月額 9,300～23,300 円(2口まで加入できます) ※扶養者の加入時の年齢によって固定し、住民税非課税のかたは掛金の減免があります。
加入期間	掛金を納める期間 ※20年以上かつ加入者が65歳以上になるまで(この条件を満たしたかたは掛金が免除されます)
給付金額	1 年金 …月額 20,000 円(2口加入していたかたは 40,000 円) (加入者が死亡、または重度障害になったとき、障害者の生存中毎月支給) 2 弔慰金 …1口あたり 50,000～250,000 円 (加入者の生存中障害者が死亡したとき、加入期間《1年以上》に応じて支給) 3 脱退一時金 …1口あたり 75,000～250,000 円 (5年以上この制度に加入していたかたが脱退する場合、加入期間に応じて支給)
窓口	<u>柏市役所障害福祉課</u>

4-11

ねんきんせいかつしゃしえんきゆうふぎん
年金生活者支援給付金

身 知 精

対象者	<p>老齢基礎年金，障害基礎年金，遺族基礎年金のどれか（※1）を受給中のかたで下記の要件に当てはまるかた。</p> <p>※1 旧法の老齢年金・障害年金，旧共済の退職年金・障害年金，その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって，政令で定める年金についても対象となります。</p>
要件	<p>＜老齢基礎年金を受給中のかたの要件＞ 以下の3つをすべて満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上である。 ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている。 ・前年の課税年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下である。 <p>＜障害基礎年金・遺族基礎年金を受給中のかたの要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得（※2）が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円（※3）」以下である。 <p>※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は当給付金の判定に用いる所得には含まれません。</p> <p>※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円，特定扶養親族，または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。</p>
給付額	<p>＜老齢基礎年金を受給中のかた＞ 月額5,140円を基準に，保険料納付済み期間及び免除期間等に応じて算出された金額となります。</p> <p>＜障害基礎年金を受給中のかた＞ 年金の障害等級1級のかた・・・月額6,425円 年金の障害等級2級のかた・・・月額5,140円</p> <p>＜遺族基礎年金を受給中のかた＞ 月額5,140円</p> <p>ただし，2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は，5,140円を子の数で割った金額がそれぞれに支給されます。</p>
窓口	<p style="text-align: center;"><u>柏市役所国民年金室</u> TEL 7167-1130 FAX 7167-8103</p>

4-12

せいかつほご
生活保護

◇生活保護は、生活に困っている世帯に対して、その程度に応じて最低生活の保障を行うとともに、自分たちの力で生活できるように支援する制度です。

◇詳しい内容はお問い合わせください。

問い合わせ

柏市役所生活支援課

TEL 7167-1138 FAX 7163-9111

4-13

せいかつこんきゆうしゃじりつしえんせいど
生活困窮者自立支援制度

◇仕事探しや家計のやりくりに困っているなど、様々な事情で生活にお困りのかたに対して、専門の相談支援員がどのような支援が必要かを一緒に考え、寄り添いながら問題解決に向けた支援を行う制度です。

◇詳しい内容はお問い合わせください。

問い合わせ

柏市地域生活支援センター

TEL 7165-8707 FAX 7165-8709

柏市柏五丁目8番12号

(教育福祉会館1F)

5	い 医	りょう 療
---	--------	----------

5-1	じりつしえんいりょうひ 自立支援医療費
-----	------------------------

身 精

◇原則として医療費の自己負担額が1割に軽減される制度です。

	精神通院	更生医療	育成医療
対 象 者	通院により精神疾患の治療を受けているかた	視覚，聴覚，音声・言語機能，そしゃく機能，肢体不自由，心臓機能，じん臓機能，小腸機能，免疫機能，肝臓機能のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上のかたで，医療によりその障害を取り除く，あるいは軽減できると判断されたかた	18歳未満のかたで，現存する疾患を放置すると，将来において視覚，聴覚・平衡機能，音声・言語機能，そしゃく機能，肢体不自由，心臓機能，じん臓機能，呼吸器機能，ぼうこう機能，直腸機能，小腸機能，肝臓機能，免疫機能，その他先天性内臓機能障害のいずれかを残す場合に，医療によりほぼ正常と変わらない機能を回復できると判断されたかた
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・医師の診断書 (指定様式 有効期間は作成日より3か月間) ・保険証 (国民健康保険の場合，同一保険加入者全て) ※継続のかたで，医療用1年目あるいは手帳用1年目という表記があり，有効期限内に再認定手続きをする場合は診断書は不要。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・身体障害者手帳 ・要否意見書(指定様式) ・保険証(同一保険加入者全て) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・意見書(指定様式) ・保険証(同一保険加入者全て)
窓 口	<u>柏市役所障害福祉課</u> <u>沼南支所福祉担当</u>	<u>柏市役所障害福祉課</u>	

◇公費負担の範囲

- ・医療費の自己負担が原則10%に軽減されます。
- ・世帯(同一保険加入者)の市民税課税状況により、月毎の自己負担額に上限があります(下表参照)。

1ヶ月あたりの自己負担額

医療費の1ヶ月あたりの自己負担額は、次のようになります。

生活保護	市民税非課税 本人収入※ 80万円以下	市民税非課税 本人収入※ 80万円超	市民税所得割 3万3000円 未満	市民税所得割 3万3000円 以上 23万5000円未満	市民税所得割 23万5000 円以上
負担 0円	自己負担額 10% 負担上限月額 2,500円	自己負担額 10% 負担上限月額 5,000円	自己負担額 10% 医療保険の負担上限月額		公費負担 対象外
			育成医療の経過措置		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
			重度かつ継続 自己負担額 10%		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円

※ 本人収入とは、市民税上の所得、障害年金、国の手当等の合計金額です。
受診者本人が18歳未満の場合は、保護者の収入となります。

5-2 じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひ 身 知 精
重度心身障害者医療費

◇重度障害者が病気やケガ等により医療機関に受診した際の医療費（健康保険分）のうち、下記の自己負担金を除いた医療費を助成します。（事前に登録申請が必要です。）

対象者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳 ㊦ の1、 ㊦ の2、 ㊦ 、Aの1、Aの2のかた、なお、65歳以上の新規重度障害者は、平成27年8月1日以降の手帳交付分より、対象外となります。（平成27年7月31日までに重度障害の手帳が交付されたかたは、年齢を問わず助成の対象者となります。） 令和2年8月1日より精神障害者保健福祉手帳1級のかたも対象 (新規取得時が65歳未満のかたのみ)
要件	同一健康保険加入者の当該年度の市民税所得割の合計額が235,000円未満のかた ※ただし、対象者が自立支援医療の重度かつ継続に該当する場合は、所得制限なく、助成の対象となります。詳細はお問い合わせください。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・健康保険証 ・預金通帳（ゆうちょ銀行は振込用口座番号記載のもの） ・該当年度の課税または非課税証明書（転入者のみ）

次ページへ続く

自己負担	<ul style="list-style-type: none"> ・同一健康保険加入者全員が市民税所得割非課税の場合は無料 ・上記以外は通院1回（入院1日）につき300円（保険調剤は無料）
窓口	<p align="center"><u>柏市役所障害福祉課</u>, <u>沼南支所福祉担当</u></p>

5-3	せいしんしょうがいしゃにゆういんいりょうひ 精神障害者入院医療費	精
-----	--	----------

◇精神疾患で入院しているかたが負担した**精神疾患治療目的**の医療費について、健康保険診療分の最終的な自己負担金の1/2を助成します。

対象者	精神疾患で入院したかた（精神作用物質による急性中毒・依存症、知的障害、認知症による入院は除く。支給対象医療費も同様）
要件	本人と同居の親権者、配偶者が1年以上本市に居住（入院前の時点で）し、かつ住民登録されており、その市民税所得割額が一人当たり160,000円未満であること。（保護者（親権者・配偶者とそれ以外の扶養義務者）が同居している場合、そのかたの市民税所得割額も一人当たり160,000円未満であること）
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・病名、入院日、入院加療中であることが明記された医師の診断書原本(任意の診断書) ・健康保険証・預金通帳（ゆうちょ銀行は振込用口座番号記載のもの） ・限度額認定証(使用した場合のみ)
その他	申請を受付した月から助成開始します。要件等の確認のため入院した際は申請前に電話でお問い合わせください。令和2年8月より重度心身障害者医療費助成を受給中のかたは、そちらが優先となります。
窓口	<p align="center"><u>柏市役所障害福祉課</u>, <u>沼南支所福祉担当</u></p>

5-4	こうきこうれいしゃいりょうせいど 後期高齢者医療制度
-----	--------------------------------------

対象者	65歳以上75歳未満で、身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部（音声、言語、下肢1・3・4号）、精神障害者保健福祉手帳の1級または2級、療育手帳の障害程度が重度に該当するかたで後期高齢者医療制度に加入を希望するかたは、申請により後期高齢者医療制度の被保険者となります。なお、加入後も75歳になるまでの間は、後期高齢者医療制度から脱退することができます。ただし、過去に遡っての脱退はできません。
-----	---

次ページへ続く

必要なもの	・手帳など障害の程度がわかるもの ・健康保険証
窓口	柏市役所保険年金課 TEL 7191-2594 FAX 7167-8103

5-5 していなんびょういりょうひじょせいじぎょう
指定難病医療費助成事業

◇『難病の患者に対する医療等に関する法律』で対象とされる338疾病について、審査の結果認定されると医療費（保険診療分）の自己負担分が助成されます。ただし、市町村民税に応じた一部自己負担額があります。

対象疾病については【別表 指定難病一覧】をご参照ください。

問い合わせ 保健所保健予防課
TEL 7128-8121 FAX 7167-1732

5-6 しょうにまんせいとくていしっぺいりょうしょうしえんじぎょう
小児慢性特定疾病医療支援事業

◇児童の特定の慢性疾患では、市民税の課税状況に応じて医療費(保険診療分)の自己負担分の一部について助成を受けることができます。対象年齢は18歳未満の児童（18歳の時点において対象であり、引き続き治療が必要な場合には20歳の誕生日の前日まで）です。対象の疾病は、国が定める16の疾患群の（下表参照）のうち、国の定める疾病の程度に該当している場合です。

《小児慢性特定疾患16疾患群》

1	悪性新生物	7	糖尿病	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
2	慢性腎疾患	8	先天性代謝異常		
3	慢性呼吸器疾患	9	血液疾患	14	皮膚疾患群
4	慢性心疾患	10	免疫疾患	15	骨系統疾患
5	内分泌疾患	11	神経・筋疾患	16	脈管系疾患
6	膠原病	12	慢性消化器疾患		

問い合わせ 柏市役所地域保健課
TEL 7167-1257 FAX 7167-1732

5-7 とくていしっぺいりょうしょうしやみまいきん
特定疾病療養者見舞金

◇【別表 指定難病一覧】及び上記【小児慢性特定疾患16疾患群】に定める疾病の『千葉県の特定期医療費（指定難病）受給者証，特定疾患医療費受給者票又は，柏市小児慢性特定疾病医療受給者証』の交付を受けている柏市民に見舞金を支給しております。

次ページへ続く

支給額	年額 30,000 円
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 『特定医療費（指定難病）受給者証，特定疾患医療受給者証（票）又は，柏市小児慢性特定疾病医療受給者証』 預金通帳（ゆうちょ銀行は振込用口座番号記載のもの）
窓口	<u>柏市役所障害福祉課</u> ， <u>沼南支所福祉担当</u>

5-8	とくていしつべいりょうようじゅりょうしょう 特定疾病療養受療証
-----	---

対象者	人工透析が必要な慢性腎不全，先天性血液凝固因子障害の一部及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症を含む）の患者のかた
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> その疾病にかかっていることを証する書類（※1） 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
自己負担	医療機関，入院・通院ごとの1か月の一部負担金が10,000円（※2）（70歳未満で人工透析を要する所得基準額（※3）600万円超の世帯のかたは20,000円）までとなります。
窓口	<u>柏市役所保険年金課</u> TEL 7191-2594 FAX 7167-8103

※1 医師の証明書または国民健康保険や後期高齢者医療制度加入前の健康保険組合などから交付された特定疾病療養受療証など。

※2 月の途中で75歳の誕生日を迎え，後期高齢者医療保険の被保険者となるときは，その月に限り5,000円となります。

※3 所得基準額とは，国保加入者全員の基礎控除後の総所得額の合計のことをいいます。

5-9	ほうもん し か しんりょう ほうもんこうくうえいせいしどう 訪問歯科診療・訪問口腔衛生指導
-----	--

「入れ歯があわない」「痛みがある」「噛めない」「飲み込みづらい」などお口のことでお困りの歯科医院へ通えないかたに対し訪問歯科診療や口腔ケアを行います。

問い合わせ

(一社) 柏歯科医師会附属歯科介護支援センター
TEL 7147-6480 FAX 7147-6481

6	ほ ぞうく 補装具	にちじょうせいかつようぐとう 日常生活用具等
---	---------------------	----------------------------------

6-1	ほ ぞうく じょせい 補装具の助成
-----	--------------------------------

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136

FAX 7167-0294

身 難

- ◇障害の部位を補うことや、機能低下の代償、変形への対応などを目的とする補装具の購入、修理又は借受に要した費用の一部又は全部を助成します。
- ◇身体障害者手帳未所持で障害者総合支援法で定める難病に該当するかたについても、補装具が必要と認められる場合については、対象となります。
- ◇障害の進行や身体の成長により、短期間での補装具の利用や交換が必要と認められる場合、仮合わせの際に比較検討が必要と認められる場合には、借受の対象となります。
- ◇医学的な判定手続きが必要なものもありますので、購入、修理又は借受をする前に申請手続きをしてください。
- ◇補装具費を助成するにあたって、利用者の世帯の市民税額の合計に応じて、利用者の一部負担があります。世帯の範囲は、18歳未満の利用者は「世帯全員」、18歳以上の利用者は「本人及び配偶者」となります。

所得区分	利用者負担額	
	購入、修理	借受
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯	0円	0円
③市民税均等割のみ課税世帯	0円	基準額の一割負担 (上限額37,200円)
④市民税所得割課税世帯	基準額の一割負担 (上限額37,200円)	基準額の一割負担 (上限額37,200円)
⑤利用者本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の課税額が46万円以上	支給対象外のため 全額負担	支給対象外のため 全額負担

◇対象となる品目（※介護保険該当のかたは介護保険が優先となる品目があります。）

対 象 者	品 目
肢体不自由児・者	義手・義足・装具・重度障害者用意思伝達装置(言語機能喪失のかたに限る)・座位保持装置
	車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助杖(一本杖を除く) ※以上の4品目は、介護保険該当のかた(介護度により利用できないかたを含む)は、介護保険が優先となります。
肢体不自由児	座位保持椅子・起立保持具・排便補助具・頭部保持具
視覚障害児・者	盲人安全杖・義眼・眼鏡(色眼鏡を除く)
聴覚障害児・者	補聴器
呼吸器・心臓機能障害者	車椅子

6-2

にちじょうせいかつようくひ じょせい
日常生活用具費の助成

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136

身 知 精 難

FAX 7167-0294

- ◇障害や疾病の種別ごとに、日常生活の便宜を図るための用具等を購入した費用の一部又は全部を助成します(修理費は対象となりません)。
- ◇障害者手帳未所持で障害者総合支援法で定める難病に該当するかたについても、日常生活用具が必要と認められる場合については、対象となります(医師の意見書等が必要となります)。
- ◇日常生活用具費を助成するにあたって、利用者の世帯の市民税額の合計に応じて、利用者の一部負担があります。世帯の範囲は、18歳未満の利用者は「世帯全員」、18歳以上の利用者は「本人及び配偶者」となります。

所得区分	利用者負担額
①生活保護世帯	0円
②市民税所得割非課税世帯	0円
③市民税所得割課税世帯	基準額の一割負担 (上限額37,200円)
④利用者本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の課税額が46万円以上	支給対象外のため全額負担

◇対象となる品目

※乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害は肢体不自由に準じます。

※耐用年数を超えない時点での助成は、原則として行いません。


※介護保険該当のかたは、★が付された品目については介護保険が優先となります(介護度により利用できないかたについても同じです)。






※住宅などに設置する必要がある用具であって、設置に取付費用がかかる場合は、6万円を限度に助成します。








日常生活用具品目一覧

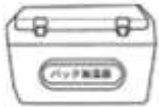



【品目表の区分】






視…視覚障害 聴…聴覚障害 言…音声言語機能障害 肢…肢体不自由
 難…難病患者 知…知的障害 精…精神障害 平…平衡機能障害
 腎…腎臓機能障害 呼…呼吸器機能障害 直…直腸機能障害
 膀…膀胱機能障害 身…身体障害 児…児童(18歳未満) 者…大人(18歳以上)



品目 ★介護保険優先	区分		対象者 ※等級は個別等級	限度額 (円)	耐用 年数
視覚障害者用 ポータブルレコーダ 	視	児者	視覚障害2級以上で学齢児以上のかた	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
視覚障害者用 テープレコーダ	視	児者	視覚障害2級以上で学齢児以上のかた	26,000	2年
視覚障害者用時計	視	者	視覚障害2級以上のかた	触読式 10,300 音声式 13,300	触読 10 年 音声 5年
点字タイプライター 	視	児者	視覚障害2級以上で就学又は就労若しくは就労が見込まれるかた	63,100	5年
視覚障害者用体温計（音声式）	視	児者	視覚障害2級以上で学齢児以上のかた	9,000	5年
視覚障害者用体重計	視	者	視覚障害2級以上のかた	18,000	5年
視覚障害者用拡大読書器	視	児者	視覚障害であって本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上のかた	198,000	8年
歩行時間延長信号機用小型送信機 	視	児者	視覚障害2級以上で学齢児以上のかた	7,000	10年
点字ディスプレイ 	視	者	視覚障害2級以上であって、必要と認められるかた	383,500	6年
視覚障害者用活字文書読上装置 	視	児者	視覚障害2級以上で学齢児以上のかた	99,800	6年
ICレコーダ	視	児者	視覚障害2級以上で学齢児以上のかた	99,800	6年

聴覚障害者用屋内信号装置 	聴	者	聴覚障害 2 級のかた	87,400	10 年
			火災警報器の受信機(就寝時専用又は壁掛け型)は、聴覚障害 2～3 級のかた	26,250 (火災警報器と併せて助成する場合 22,300)	10 年
聴覚障害者用通信装置 (ファミリー等)	聴	児者	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するかたであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上のかた(世帯で 1 台まで)	70,000 ファミリーは 20,000	5 年
聴覚障害者用情報受信装置 	聴	児者	聴覚障害でテレビの視聴に必要と認められるかた	88,900	6 年
★便器(原則として手すり付/取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	肢難	児者	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上の学齢児以上のかた ②難病患者で常時介護を要するかたで学齢児以上のかた	9,850 手すり付でない場合は 4,450	8 年
★特殊マット 	肢難	児者	①下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者で常時介護を要するかた ②下肢又は体幹機能障害 2 級以上で 3 歳以上の児童 ③重度又は最重度の知的障害で 3 歳以上のかた ④難病患者で寝たきり状態の 3 歳以上のかた	35,000	5 年
★特殊寝台 	肢難	児者	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上(3 歳以上)であるかた ②難病患者(3 歳以上)で寝たきりの状態のかた	154,000	8 年
訓練いす 	肢	児	下肢又は体幹機能障害が 2 級以上で 3 歳以上の児童	33,100	5 年

<p>特殊便器(取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)</p>	肢難	児者	<p>①上肢障害2級以上の学齢児以上のかた ②難病患者で上肢機能に障害がある学齢児以上のかた</p>	151,200	8年
<p>訓練用ベッド</p> 	肢難	児	<p>①下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上の児童 ②難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある学齢児以上の児童</p>	159,200	8年
<p>★特殊尿器</p> 	肢難	児者	<p>①下肢又は体幹機能障害1級の学齢児以上で常時介護を要するかた ②難病患者で自力で排尿できない学齢児以上のかた</p>	67,000	5年
<p>入浴担架</p> 	肢	児者	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に介護を要する3歳以上のかた</p>	82,400	5年
<p>★体位変換器</p> 	肢難	児者	<p>①下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上のかたで下着交換等介護を要するかた ②難病患者で寝たきりの状態である学齢児以上のかた</p>	15,000	5年
<p>携帯用会話補助装置</p> 	言肢	児者	<p>音声・言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上のかた</p>	98,800	5年
<p>★入浴補助用具(設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)</p> 	肢難	児者	<p>①下肢又は体幹機能障害で入浴に介護を要する3歳以上のかた ②難病患者で入浴に介護を要する3歳以上のかた</p>	90,000	8年
<p>★移動用リフト(天井走行型 その他住宅改修を伴うものを除く)</p> 	肢難	児者	<p>①下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上のかた ②難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある3歳以上のかた</p>	159,000	4年

★移動支援用具(手すり、スロープ等/設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)	平 肢	児 者	①平衡機能、下肢又は体幹機能障害の3歳以上のかた ②難病患者で下肢が不自由な3歳以上のかた	60,000	8年
★居宅生活動作補助用具 ・手すり取り付け ・段差解消 ・滑り止め ・床・通路材料変更 ・引き戸等への改修 ・洋式便器等への改修 ・浴槽の交換 ・流し及び洗面台の交換 ・上記の付帯的な改修	肢 視 難	児 者	①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)3級以上で学齢児以上のかた ②上肢障害又は視覚障害2級以上で学齢児以上のかた ③難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある学齢児以上のかた	500,000	—
透析液加温器 	腎	児 者	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法の透析療法を行う3歳以上のかた	51,500	5年
酸素ボンベ運搬車 	呼 者	呼 者	身体障害者で公的医療保険における在宅酸素療法を行うかた	17,000	10年
ネブライザー(吸入器) 	呼 肢 難	児 者	①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児者(肢体不自由1級に限る)であって、必要と認められる学齢児以上のかた ②難病患者であって呼吸器機能障害がある学齢児以上のかた ※保護者が常時対応できる場合は学齢児未満でも可	36,000	5年
電気式たん吸引器 	呼 肢 難	児 者	①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児者(肢体不自由1級に限る)であって、必要と認められる学齢児以上のかた ②難病患者であって呼吸器機能障害がある学齢児以上のかた ※保護者が常時対応できる場合は学齢児未満でも可	56,400	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難	児 者	人工呼吸器の装着が必要な難病患者のかた	157,500	5年

<p>頭部保護帽</p> 	肢 知 精	児 者	<p>①身体障害児者で脳性麻痺や失調症等で立位や歩行が不安定で頻繁に転倒するかた</p> <p>②知的障害児者又は精神障害者でてんかん発作等により頻繁に転倒するかた</p>	36,750	3年
<p>火災警報器</p>	聴	者	<p>聴覚障害3級以上で火災発生感知が著しく困難なかた</p>	15,500	8年
<p>自動消火器</p> 	身 知 精 難	児 者	<p>①身体障害2級以上</p> <p>②重度又は最重度の知的障害</p> <p>③精神障害1級</p> <p>④難病患者</p> <p>①～④で火災発生感知及び避難が著しく困難なかた</p>	28,700	8年
<p>電磁調理器</p>	視	者	<p>視覚障害2級以上のかた</p>	41,000	6年
<p>情報・通信支援用具</p>	視 肢	児 者	<p>①視覚障害2級以上で学齢児以上のかた</p> <p>②上肢障害2級以上で学齢児以上のかた</p>	100,000	5年
<p>点字器</p>	視	児 者	<p>視覚障害で学齢児以上のかた</p>	10,720	5年
<p>点字図書</p>	視	児 者	<p>主に情報の入手を点字によっている視覚障害で学齢児以上のかた※年間6タイトル又は24巻が限度</p>		
<p>人工喉頭</p> 	言	児 者	<p>音声・言語機能障害児者で喉頭摘出し、人工喉頭を使用することにより、発声が可能になるかた</p>	<p>笛式 5,150</p> <p>気管カニューレ付 8,350</p> <p>電動式 72,210</p>	<p>笛式 4年</p> <p>電動 5年</p>
<p>収尿器</p> 	肢	児 者	<p>身体障害児者で脊髄損傷等により排尿障害のあるかた</p>	8,930	1年
<p>ストーマ装具</p> 	直 膀	児 者	<p>直腸機能障害児者(ストーマ装具又は洗腸装具)</p>	<p>消化器系 8,860/月</p> <p>洗腸装具 12,000/6月</p>	
		児 者	<p>膀胱機能障害児者</p>	<p>尿路系 11,640/月</p>	

<p>紙おむつ，サラシ，ガーゼ，脱脂綿</p> 	<p>直 膀 肢 知</p>	<p>身体障害児者(3歳以上)で①～③のいずれかに該当するかた ①著しい皮膚のびらんのためストーマを装着することができないかた ②二分脊椎等の先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿若しくは高度の排便機能障害があるかた ③脳性まひ等脳原性運動機能障害のあるかたでア～オ全ての要件を満たすかた ア) 排尿又は排便の意思表示が困難 イ) 装具，車椅子等を使用しても自力で移動し便座に座ることが困難 ウ) 定時排泄が困難で恒常的に紙おむつが必要 エ) 身体障害者手帳1級かつ療育手帳重度又は最重度 オ) 脳性まひ等脳原性運動機能障害が4歳未満での発症</p>	<p>未就学児 10,000/月 学齢時以上 12,000/月</p>	
<p>杖</p> 	<p>肢</p>	<p>身体障害児者で移動障害で歩行に杖を必要とする学齢児以上のかた</p>	<p>4,410</p>	<p>3年</p>

(イラスト出典) 公益財団法人テクノエイド協会

6-3 **軽度中等度難聴児補聴器購入費等助成** 身

◇身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の難聴児に、補聴器の購入費用の一部を助成します。事前に指定の医師の意見書を添付した申請が必要で、世帯の所得制限があります。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

6-4 **介護用品(紙おむつ等)の給付** 身

◇身体障害者手帳1級又は2級のかたで常時紙おむつを使用しているかたに対し、毎月紙おむつ等を支給します。本人及び同居の親族の市民税所得割額の合算が16万円未満のかたが対象です。※65歳以上のかたは、高齢者支援課での対応となります。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

6-5	^{あんない} ヒアリンググループのご案内
-----	---

◇難聴者の聴こえを支援する機器です。周りの騒音・雑音に邪魔されずに目的の音・声だけを正確に聴き取ることができます。

◇ヒアリンググループを使用する際はTモード対応の補聴器が必要になります。

◇ラコルタ柏（柏市教育福祉会館3階窓口）での申請及び貸出が可能となりました。

用途	種類	申請方法
貸出	携帯型 ヒアリンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 本市の公共施設にてイベントや会議を行う団体向けに携帯型ヒアリンググループの貸出を行っております。 事前申請制ですので、使用日の30日前までに障害福祉課にお問合わせください。
貸出	小型 ヒアリンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 上記の携帯型ヒアリンググループと同様に、団体の会議や定例会などの少人数用に貸出を行っております。 事前申請制ですので、使用日の30日前までに障害福祉課にお問合わせください。
貸出	受信機	<ul style="list-style-type: none"> Tモード対応の補聴器（10個）を貸出します。 事前申請制ですので、使用日の30日前までに障害福祉課にお問合わせください。
設置	カウンター型 ヒアリンググループ	障害福祉課窓口に設置しております。 ご利用の際は職員にお申し出ください。
設置	設置型 ヒアリンググループ	下記施設に設置しております。 <ul style="list-style-type: none"> アミュゼ柏 クリスタルホール / 会議室B 柏市中央公民館 講堂

柏市役所障害福祉課

問い合わせ

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

6-6	^{くるま} ^{かした} 車いすの貸出し	身
-----	---	---

◇怪我や病気などにより緊急かつ一時的に車いすが必要となった在宅生活者に、無料で貸出を行っています。申請者もしくは使用者が市内在住のかたであれば、貸出が可能です。

問い合わせ

柏市社会福祉協議会介護予防センターいきいきプラザ

TEL 7163-1234 FAX 7163-9199

沼南社会福祉センター TEL 7193-2941 FAX 7193-3161

6-7

しょうにまんせいとくていしっぺいじにちじょうせいかつようくひ じよせい
小児慢性特定疾病児日常生活用具費の助成

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

◇柏市小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されているかたが対象となります。世帯員の所得税額の合計額に応じて、段階的に利用者負担があります。

種目	対象者	基準額（円）	耐用年数
便器	常時介助を要するかた	4,900	8年
特殊マット	寝たきりの状態にあるかた	21,560	5年
特殊寝台	寝たきりの状態にあるかた	169,400	8年
特殊尿器	自力で排尿できないかた	73,700	5年
体位変換器	寝たきりの状態にあるかた	16,500	5年
入浴補助用具	入浴に介助を要するかた	99,000	8年
車椅子	下肢が不自由なかた	77,440	5年
歩行支援用具	下肢が不自由なかた	66,000	8年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のあるかた	62,040	5年
特殊便器	上肢機能に障害のあるかた	166,320	8年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒するかた	13,380	3年
クールベスト	体温調節が著しく難しいかた	22,000	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がん又は神経障害を起こすことがあるかた	41,580	-
ネブライザー	呼吸器機能に障害のあるかた	39,600	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要なかた	173,250	5年
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設したかた	113,520	-
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設したかた	149,160	-
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要なかた	128,700	-

7	<small>ふくし</small> 福祉サービス受給者証
---	---

7	<small>ふくし</small> 福祉サービス受給者証
---	---

身 知 精 難

- ◇身体・知的・精神障害(発達障害・高次脳機能障害を含む)・指定難病のかたで、在宅や施設における福祉サービスの利用を希望するかたに「福祉サービス受給者証」の発行手続きを行います。
- ◇介護保険で同様の在宅、施設サービスを利用できる場合は介護保険が優先となります。
- ◇18歳以上のかたで障害支援区分が必要なサービスを利用する場合は、認定調査及び医師の意見書により市の審査会で障害支援区分を認定します。
- ◇対象者(以下のいずれかで確認します)

障害児(18歳未満)	障害者(18歳以上)
<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療(精神通院)受給者証 ○特定疾患医療受給者証(難病) ○障害者総合支援法対象疾病に罹患していることがわかる証明書(診断書等) ○医師の診断書 ○特別児童扶養手当受給を証する書類 ○公的機関(児童相談所、保健所等)、児童発達支援センターの意見書 ○障害児関連事業所の意見書 (5年以上の経験がある心理職、言語聴覚士が作成し知能検査又は発達検査の結果を記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療(精神通院)受給者証 ○特定疾患医療受給者証(難病) ○障害者総合支援法対象疾病に罹患していることがわかる証明書(診断書等) ○医師の診断書(精神障害・難病) ○精神障害を事由とする障害年金又は特別障害給付金の証書

必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給申請書 2 世帯状況・収入申告書(同意書) 3 対象者であることを確認する書類 4 サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 5 福祉サービス受給者証(変更申請・更新申請の場合のみ) <p>※医師の意見書(訪問入浴サービス新規利用又は身体・疾病状況が変わった場合)</p>
-------	---

◇障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付) (区分…障害支援区分)

サービス名	内 容	
居宅介護 (区分1以上)	在宅でヘルパーが以下を支援します。 ○身体介護…食事, 入浴, 排泄, 着替等の介護 ○家事援助…調理, 食器洗い, 洗濯, 掃除, 買い物(食材, 日用品)等 ○通院等介助…通院の移動介助, 官公署の公的手続での移動介助 障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助	
重度訪問介護 (区分4以上)	重度の肢体不自由や強度の行動障害があり, 常時介護が必要なかたに, ヘルパーが身体介 護, 家事援助, 外出時の移動の介護(通院等介 助含む)を総合的に支援します。(原則として 18歳以上)	《外出について》 ○社会生活上必要な外出や社会参加 のための外出が対象です。 ○通勤, 営業活動等の経済活動に係る 外出, 通年かつ長期にわたる外出及び 社会通念上適当でない外出は対象外 です。 ○自宅及び自宅外から利用ができま す。 ○入退院や入院中の病院からの外出・ 外泊(一時帰宅を除く)の移動も利用 できます。
同行援護	視覚障害があり, 単独で外出が困難なかた に, ヘルパーが外出時の介助や外出先での代 筆・代読等の支援をします。	
行動援護 (区分3以上)	知的障害や精神障害があり, 行動障害等によ り常時介護が必要なかたに, ヘルパーが外出 時の支援をします。	
療養介護 (区分※)	指定された医療機関で日中に機能訓練, 療養上の管理, 看護, 介護を行います。(18歳 以上) (※)気管切開をし人工呼吸器を使用しているかたは区分6 (※)進行性筋萎縮症又は重症心身障害者等のかたは区分5	
生活介護 (区分※)	常時介護が必要なかたに, 施設で介護や創作活動, 生産活動の支援をします。(18歳以 上) (※)通所…区分3以上(50歳以上は区分2以上) 施設入所支援も利用…区分4以上(50歳以上は区分3以上)	
施設入所支援 (区分※)	施設入所したかたに夜間に提供される食事, 入浴, 排泄, 着替等の介助のサービスです。 (18歳以上) (※)区分4以上(50歳以上は区分3以上)	
短期入所 (区分1以上)	家族が病気等の場合に, 施設に短期間入所して支援します。	
自立訓練 (区分不要)	○機能訓練…身体障害や難病が対象の機能訓練 ○生活訓練…知的障害や精神障害が対象の生活能力向上の訓練 ※利用期間に限りがあります。(18歳以上)	
宿泊型自立訓 練(区分不要)	知的障害や精神障害のかたが対象の居住の場を提供した生活能力向上の訓練です。 ※利用期間に限りがあります。(18歳以上)	

次のページへ続く

就労移行支援 (区分不要)	一般就労を希望するかたに、生産活動等を通して就労に向けた訓練を行います。 ※利用期間に限りがあります。(18歳以上)
就労継続支援 (区分不要)	○A型…一般就労が困難なかたが施設に雇用されて就労します。 ○B型…一般就労が困難なかたが福祉的就労をします。 (18歳以上)
就労定着支援 (区分不要)	就労移行支援等を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じているかたに、相談や必要となる支援を行います。 ※利用期間に限りがあります。(18歳以上)
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活により日常生活上の援助や必要に応じて食事、入浴、排泄、着替等の介助を行います。(18歳以上)
自立生活援助 (区分不要)	入所施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしに移行した知的障害や精神障害のかたを対象に、定期的な訪問等により必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。 ※利用期間に限りがあります。(18歳以上)

◇地域相談支援

サービス名	内 容(障害支援区分不要)
地域移行支援	入所施設や精神科病院から地域生活に移行するために相談や体験を行います。(18歳以上)
地域定着支援	ひとり暮らしをしているかた等を対象とした相談や緊急時の支援を行います。(18歳以上)

◇障害児通所支援

サービス名	内 容(障害支援区分不要)
児童発達支援	療育を必要とする未就学児が対象の通所による支援です。
居宅訪問型児童発達支援	未就学児のうち重度の障害等で、障害児通所支援を利用するための外出が困難なかたに対し、居宅を訪問し発達支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があるかたに機能訓練や医療的支援を行います。
放課後等デイサービス	小学生、中学生、高校生を対象とした放課後や学校の休日向けのデイサービスです。
保育所等訪問支援	保育園、幼稚園、こども園などに在籍している児童に対して、専門職が在籍園に訪問して支援します。

◇地域生活支援サービス

サービス名	内容(障害支援区分不要)	
移動支援 (外出介護)	重度の下肢障害, 体幹機能障害, 移動機能障害, 知的障害, 精神障害者保健福祉手帳1～2級, 発達障害(18歳未満のみ)のかたで, 単独で外出が困難なかたに, ヘルパーが外出時の介助や外出先での支援をします。(原則就学児以上)	○余暇的な外出やボランティア等の奉仕活動の外出が対象です。 ○通学や障害福祉サービス, 障害児通所支援への通所は以下の場合に利用できます。 ①家族が病気や出産等での一時的な利用 ②期間を定めて通学・通所ルートや方法を覚えるための利用 ③卒業後に自立が見込まれるかたの大学通学 ○通勤, 営業活動等の経済活動, 宗教活動(布教活動, 勧誘等), 政治活動に係る外出は対象外です。投票の参考のための演説会の参加は利用できます。 ○自宅及び自宅外から利用ができます。
地域活動支援センター	通所による創作的活動や余暇活動, 地域との交流等を行います。(原則18歳以上)	
日中一時支援	身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳所持者, 発達障害のある児童, 難病患者, 医療的ケアの必要な18歳未満のかたを家族が一時的に介護できない場合に, 施設で日中の見守り等の支援を行います。	
訪問入浴サービス	重度の肢体不自由があり, 家族の介護で入浴が困難で医師が入浴を認めたかたに訪問入浴車を派遣します。(原則18歳以上ですが, 18歳未満の身体状況から利用が必要と医師が認めたかたも利用できます)	

◇サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成

○サービスの新規・変更・更新の度に市町村が指定する相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案(障害福祉サービス・地域相談支援)・障害児支援利用計画案(障害児通所支援)が必要です。

○施設に通所したり, ヘルパーによる介護サービスを利用する場合に, 対象者の状況や家族の希望により, サービスの種類や利用頻度について, 市町村から指定された相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。実際に利用するサービス事業所との調整も含めて, サービスの利用にいたる過程を支援します。

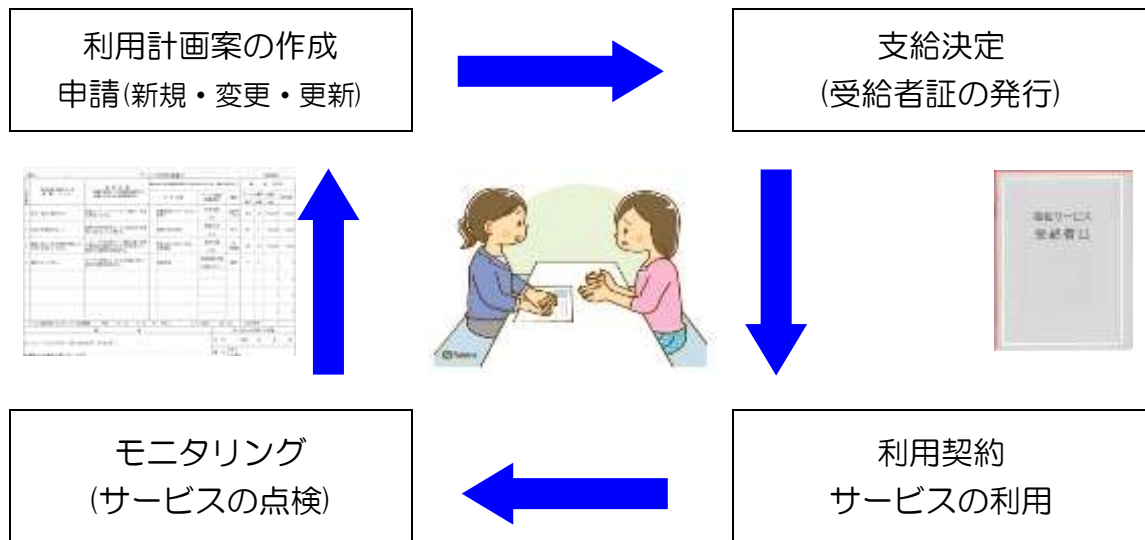
○利用開始後も定期的にサービスの利用状況を点検し, 必要に応じて見直しを行います。

○利用計画案はセルフプランとして自ら作成することもできます。

ただし以下に該当する場合は必要ありません。

- 地域生活支援サービスのみを利用するかた
- 介護保険と併用で障害福祉サービスを利用し, 介護保険ケアプランを提出するかた

◇サービス利用の流れ（原則として1年毎の申請が必要です）



◇利用者負担

○サービスを利用に当たっては、所得区分に応じて下表の通り利用者負担が設定されます。

所得区分の判定のために、生活保護受給の有無や市民税額(住宅借入金等特別控除前の額)を確認しますが、同意書の提出により関連する書類の提出が省略できます。

○転入して間もないなど、柏市で市民税の確認ができない場合は前住所地での課税(非課税)証明が必要ですが、マイナンバーの届出により省略することができます。

障害児及び20歳未満の施設入所者

(本人・保護者の属する世帯/障害者…本人・配偶者)

所得区分			負担上限月額
生活保護・非課税世帯			0円
一般1	市民税所得割額 16万円未満(居宅で生活する障害者)		9,300円
	市民税所得割額 28万円未満	居宅で生活する障害児	4,600円
		20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

障害児通所支援の利用者負担 (本人・保護者の属する世帯)

所得区分		負担上限月額
生活保護・非課税世帯		0円
一般1	市民税所得割額 28万円未満	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

地域生活支援サービスの利用者負担

(障害児…本人・保護者の属する世帯／障害者…本人・配偶者)

所得区分		負担上限月額
生活保護・非課税世帯		0円
一般1	市民税所得割額 16万円未満(障害者)・28万円未満(障害児)	0円
一般2	上記以外	37,200円

◇利用者負担額の軽減措置

項目	内 容
高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費	1人の利用者が障害福祉サービスの他に障害児(通所・入所)支援や補装具を利用した場合や同じ世帯に利用者が複数いる場合に、それぞれの自己負担額を合算した額が算定基準額を超えるときは、超過分が高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費として支給されます。
補足給付 (生活保護・非課税のみ)	○入所施設…施設に係る食費・光熱水費を払っても、手元に一定額が残るように負担が軽減されます。 ○グループホーム…グループホームの家賃の一部が軽減されます。
多子軽減制度(対象要件あり)	就学前の障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)に係る利用者負担が軽減される場合があります。

8	ざい たく せい かつ の し えん 在 宅 生 活 の 支 援
---	-------------------------------------

8-1	いちじかいごいたくりようじょせい 一時介護委託料助成
-----	-------------------------------

身 知 精

◇障害者を家庭で介護しているかたで、病気、冠婚葬祭、旅行、介護疲れなどにより、一時的に介護を有料で委託した場合、その介護委託料を助成します。

助成を受けるには事前の登録が必要です。

助成内容	1日5時間未満の場合 2,500円まで。 1日5時間以上の場合 5,000円まで。
助成限度	1回につき7日を限度とし、年間 50,000円が限度です。
窓口	柏市役所障害福祉課、沼南支所福祉担当

柏市役所障害福祉課

問い合わせ

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

8-2	しんぐかんそうしょうどく 寝具乾燥消毒
-----	------------------------

8-4	はいしょく 配食サービス
-----	-----------------

8-3	りはつひようじょせい 理髪費用助成
-----	----------------------

8-5	きんきゆうつうほう 緊急通報システム貸与
-----	-------------------------

制 度	内 容	対 象	窓 口
寝具乾燥 消毒	◇独居または世帯員全てが身体障害または知的障害を有する世帯に、寝具乾燥車が月1回巡回し、布団など寝具の乾燥消毒を行っています。	身 知	柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294
理髪費用 助成	◇ねたきりの身体障害者手帳1級のかたに、訪問により理髪サービスを受けるときの理髪費等の一部を年4回を限度に助成します。	身	
配食 サービス	◇食事の飲み込みやそしゃくが困難な障害者が嚥下食（ムース食など）の配食サービスを市指定の事業者から受けた場合、費用の一部を助成します。	身 知 精	
緊急通報 システム 貸与	◇一人暮らしの重度身体障害者のかたに緊急通報装置を貸与します。	身	

◇事前に申請をしてください。

◇所得制限があります。

8-6

かしわしちゅうとしかくしょうがいしゃじりつこうせいじぎょう
柏市中途視覚障害者自立更生事業

身

◇中途視覚障害者の自立を支援するために、日常生活技術支援，移動・歩行支援，コミュニケーション支援などを行います。在宅で18歳以上の視覚障害者手帳をお持ちのかたが対象です。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

8-7

かくとうてんとうぼうしきぐとうとりつけほじょきん
家具等転倒防止器具等取付補助金

身 知 精

◇世帯員全てが、対象となる障害者手帳（身体障害者手帳1級または2級，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか）を有する世帯が，家具転倒防止器具等を取り付ける場合，10,000円を限度に補助します。市民税が非課税の世帯に限ります。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

8-8

ぼうさいふくし
防災福祉K-Net

身 知 精

◇災害時にひとりでの避難が困難なかた（避難行動要支援者）が住んでいることを近所にお住まいのかた（支援者）に知っていただき，災害発生時や災害の発生が予想される時に安否確認等の支援等を行う制度です。希望するかたは登録申請をしてください。

※ただし，できる範囲で支援を行うものであり，支援者が責任を負うものではありません

<p>柏市で定める 避難行動要支援者の要件 (抜粋)</p>	<p>免疫機能障害者を除く身体障害者手帳1級・2級のかた</p>
	<p>視覚障害・聴覚障害1～4級のかた</p>
	<p>音声・言語機能障害1～3級のかた</p>
	<p>肢体不自由（下肢・体幹機能障害）1～3級のかた</p>
	<p>療育手帳中度以上のかた</p>
	<p>精神保健福祉手帳1級のかた</p>
<p>※上記要件に該当しないかたも，登録を希望されるかたは，登録できます。 ※施設入所や長期入院など，自宅に住んでいないかたは，支援等の対象となりません。</p>	

問い合わせ

柏市役所福祉政策課

TEL 7167-1131 FAX 7164-3917

8-9	さわやかサービス
-----	----------

身 知 精

◇高齢者や障害をお持ちのかた、産前産後のお母さんがたで、日常生活に困り、在宅福祉サービスを希望するかたに、地域住民のたすけあい活動による生活援助や軽微な介護サービスを提供しています。また、車いすごと乗車できる福祉車輛によって通院等の支援を行う移動サービスがあります。(会員登録制)

問い合わせ

柏市社会福祉協議会

TEL 7197-6400 FAX 7193-3161

(移動サービス)

TEL 7193-2941 FAX 7193-3161

8-10	<small>たいおう</small> オストメイト対応トイレの設置
------	--

身

◇現在、オストメイト対応トイレが整備されている公共施設は下のとおりです。なお、設置スペースにより便座脇に洗浄ホースをつけた簡易なタイプもあります。

◇設置施設

小・中学校	柏の葉小学校，柏中学校，柏の葉中学校，柏第一小学校，田中小学校
公園	あけぼの山農業公園，花野井第一公園，北部緑地，伊勢原ふるさと公園，西十余二第二公園，大津ヶ丘中央公園，松葉第一近隣公園，日立台公園，大津ヶ丘中ノ橋公園，柏たなか駅前公園，こんぶくろ池自然博物公園，柏ふるさと公園，柏たなか北公園，大堀川防災レクリエーション公園，吉野沢公園，千代田町公園，豊四季庚塚緑地
近隣センター	田中近隣センター，高柳近隣センター，光ヶ丘近隣センター，増尾近隣センター，南部近隣センター，手賀近隣センター，松葉近隣センター，永楽台近隣センター，富里近隣センター，新田原近隣センター，藤心近隣センター，沼南近隣センター，酒井根近隣センター，高田近隣センター
その他公共施設	市役所本庁舎 1 階，市役所別館 2 階，ラコルタ柏（柏市教育福祉会館），柏市民文化会館，柏中央体育館，沼南体育館，ウェルネス柏，こども図書館，パレット柏，アミュゼ柏 2 階，リフレッシュプラザ柏，沼南社会福祉センター

◇公営住宅は住宅に困窮する低額所得者を対象とした住宅で、申し込み(入居)するためには収入制限があります。申込者または同居する親族のどなたかが①から③に該当すれば障害者世帯として、一般世帯より収入基準が緩和されています。また、申込者多数により抽選となった場合、一般世帯より当選確率が高くなる優遇措置があります。

①身体障害…身体障害者手帳1～4級のいずれかに該当する程度

②精神障害…精神障害者保健福祉手帳1～2級に該当する程度

③知的障害…精神障害に相当するⒶ・Ⓐの1・Ⓐの2・Aの1・Aの2

Bの1・Bの2程度

※①～③の対象及び精神障害者保健福祉手帳3級に該当するかたは、60歳未満でも単身で市営住宅への入居申し込みをすることができます。

※詳細はお問い合わせください。

問い合わせ

市営住宅 柏市営住宅管理事務所

TEL 7136-7245

柏市役所住宅政策課

TEL 7167-1147 FAX 7167-7668

県営住宅 千葉県住宅供給公社県営住宅管理部募集課

TEL 043-222-9200 FAX 043-222-6750

◇市内に住所があり、自分でごみ集積所にごみを出すことが困難で、かつ、ご家族などの協力を得られない世帯であって、対象者の基準を満たす場合、市の職員が無償で玄関先まで収集に伺います。希望するかたは、事前に申請をして、市の許可を受けてください。

◇対象者

原則として、次のいずれかに該当するかたで構成される世帯が対象となりますが、基準に当てはまらない場合でも、ご本人の実情を伺って支援対象とさせていただく場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。

1 要介護度3以上の認定を受けているかた

2 身体障害者手帳の交付を受けており、かつ、視覚障害又は肢体不自由の2級以上に該当する障害を有するかた

3 重度以上の知的障害と判定されたかた

4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、かつ、障害等級1級に該当するかた

問い合わせ

柏市役所廃棄物政策課 TEL 7167-1140 FAX 7163-3728

9	つう しん ・ じょう ほう 通 信 ・ 情 報 サ ー ビ ス
---	--

9-1	ちょうかくしょうがいしゃ 聴覚障害者のための意思疎通支援 <small>い し そ つ う し え ん</small>
-----	--

身◇市役所の庁内において、聴覚または音声・言語機能に障害のあるかたの

意思疎通の円滑化を図るため、障害福祉課に手話通訳者を設置しています。また、外出先での手話通訳者や要約筆記者の派遣もや遠隔地で手話をする遠隔手話サービスを行っています。利用には事前申請等が必要になりますので、事前にご相談ください。

◇設 置 日 【月曜日～金曜日】 8：30～17:15

要約筆記とは??

- 聞こえない・聞こえにくいかたの耳代わりとなって、話し手の意図をつかみ、書いて伝える通訳です。
- 要約筆記者は紙や機械(OHP等)を使って、速く・正しく・読みやすくをモットーに、一般社会と聴覚障害者の仲立ちをしています。

問い合わせ 柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

9-2	もう しゃむ つうやく かいじょいんはけん 盲ろう者向け通訳・介助員派遣 <small>かいじょいんはけん</small>
-----	--

身

◇視覚又は聴覚の障害程度が4級以上に該当し、視覚と聴覚との重複による障害の程度が1級又は2級のかたに、通訳・介助員派遣事業を行っています。

※委託にて実施のため、事業に関する問い合わせは直接法人へお願いします。

問い合わせ NPO法人千葉盲ろう者友の会
 TEL/FAX 043-310-3008
 メール haken-chibadb@wd5.so-net.ne.jp

9-3	ちょうかくしょうがいしゃとう じよせい 聴覚障害者等ファクシミリの助成 <small>じよせい</small>
-----	--

身

◇聴覚障害者や言語障害のかたが取り付けるファックスの基本料金を助成します。

対象者	聴覚障害や音声・言語障害3級以上で18歳以上のかた
助成額	回線使用料 1,600 円, 屋内配線使用料 60 円を上限とし, 実際に使用した額
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳・預金通帳・印鑑 ・ファックスの設置を証明できる書類 (電信電話会社の領収書及び基本料金のわかる明細書)

問い合わせ 柏市役所障害福祉課
 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

9-4	<small>ちょうかくしょうがいしゃ</small> <small>さいがいじょうほう</small> 聴覚障害者への災害情報ファックス配信
-----	--



◇防災行政無線や広報車

など音声による災害情報伝達が困難なかたへの災害時の情報支援として、自宅のファックスに災害情報の配信を実施します。希望するかたは登録申請をしてください。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

9-5	<small>きんきゅうつうほう</small> 緊急通報システムNET119
-----	---



◇NET119

聴覚や言語に障害のあるかたが、携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能を利用して119番通報するシステムです。事前の登録が必要ですので、消防局指揮統制課までご連絡ください。

◇FAX119

自宅などのFAXにより通報する場合には、緊急通報番号と同じ「119」番をダイヤルしてください。

問い合わせ

柏市消防局指揮統制課 TEL 7133-8793 FAX 7133-8975

9-6	<small>こゑ こうほうとう</small> 声の広報等
-----	--



◇視覚障害者に各種情報提供をするため、「広報かしわ」、保健所だより、市議会だより、選挙公報、紙ひこうき、さわやかだより、視覚障害者協会の会報みのり、その他個人依頼のあったものなどを、ボランティア団体の協力のもと音読したものを郵送します。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

9-7	<small>てんじこうほうとう</small> 点字広報等
-----	--



◇視覚障害者に各種情報提供をするため、「広報かしわ」、保健所だより、ゴミ出しカレンダー、視覚障害者協会の会報みのりなどを、ボランティア団体の協力のもと、点訳し郵送します。※その他個人依頼のものについては費用が発生する場合がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

9-8	<small>としょとうゆうそう</small> 図書等郵送サービス
-----	--



◇身体に重度の障害があり来館することが困難なかたのために、郵送による貸出しを行っています。図書は10冊まで、視聴覚資料(CD,DVD,ビデオテープ,カセットテープ)は各3点まで、1か月間ご利用いただけます。

問い合わせ

柏市立図書館 TEL 7164-5346 FAX 7164-5905

9-9

でんしとしょかん
電子図書館サービス



◇インターネットにつないだパソコンやスマートフォン，タブレットを使って，電子書籍の貸出・返却が出来るサービスです。文字の拡大や文字色反転，音声読み上げ，しおり，メモ機能などデジタルならではの機能があり，紙の本を読むことが困難なかたにも広くご利用いただけます。（電子書籍やご利用の端末によっては対応していないものもあります）

◇貸出点数：2点まで

※図書館資料等の貸出点数（図書10点，視聴覚資料2点）には含まれません。

◇貸出期間

2週間

※貸出期間を過ぎると自動的に返却されます。

問い合わせ

柏市立図書館 TEL 7164-5346 FAX 7164-5905

9-10

ヘルプカード・ヘルプマーク



◇義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からないかたが、援助等を必要としていることを知らせるためのものです。

障害福祉課，柏駅前行政サービスセンター，窓口サービス課（沼南支所福祉担当），

保健予防課（保健所），こども発達センター，各近隣センターで配布しています。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

9-11

かしわしこうしき
柏市公式 Twitter・LINE



◇市の情報や魅力を柏市公式アカウントで発信しています。

問い合わせ

柏市役所広報広聴課
TEL 7167-1175 FAX 7166-8289

9-12

かしわメール^{はいしん}配信サービス

身 知 精



◇市では、災害時などの緊急情報や市からの最新情報などを配信する「メール配信サービス」を行っています。登録されたかたに「災害」「火災」「防犯・安全」「光化学スモッグ」「広報・イベント」「保健・健康」の各カテゴリから、希望する情報を配信しています。新型コロナウイルスに関する情報を希望するかたは「災害」カテゴリに登録してください。

◇登録方法

- ①二次元コードを読み取るか、「kashiwacity@emp.ikkr.jp」へ空メールを送ります。
- ②仮登録完了のメールが届きます。※届かない場合は迷惑メール対策にメールフィルタ等を設定されている可能性がありますので、設定を解除するか「アドレス指定受信」・「ドメイン指定受信」の設定をしてから、再度空メールを送信してください。
- ③受信メールに記載してあるアドレスに接続し、利用規約に「同意」します。
- ④受信したい地域のエリアを選択します。(複数選択可)
- ⑤受信したい情報のカテゴリを選択します。(複数選択可)
- ⑥登録内容を確認し、登録完了です。

※変更・解除の場合も①から行ってください。

なお、登録されているメールアドレスが受信できない状況（携帯電話の買い替え等）では変更できませんので、再度、新規登録をしてください。

※アドレス指定受信は「kashiwacity@ikkr.jp」を、ドメイン指定受信は「ikkr.jp」を設定してください。設定方法については、お使いの携帯電話の契約会社にお問い合わせください。

※登録は無料ですが、携帯電話の契約内容により別途通信料がかかる場合があります。

問い合わせ

柏市役所広報広聴課 TEL 7167-1175 FAX 7166-8289

9-13

こうほう^{はいふ} 広報かしわの配布

身 知 精

◇発行日（毎月1日）のおおむね5日前から前日までに市内全世帯へポストイングします。

◇届いた広報かしわが破損・汚損している場合や、届かない場合はご連絡ください。

連絡先：広報かしわ宅配コールセンター 電話 0120-276-673

問い合わせ

柏市役所広報広聴課 TEL 7167-1175 FAX 7166-8289

9-14

ばんごうあんない むりょう あんない
NTTの番号案内の無料（ふれあい案内）

身 知 精

◇視覚障害(1～6級), 肢体不自由(上肢1～2級,体幹1～2級,乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1～2級), 聴覚障害(2～4級・6級), 音声機能, 言語機能又は, そしゃく機能の障害(3級・4級), 及び療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳, 戦傷病者手帳(視力の障害 特別項症～第6項症, 上肢の障害 特別項症～第2項症, 聴覚障害 第2項症・第4項症, 音声機能・言語機能又は, そしゃく機能障害 第1項症・第2項症・第4項症)をお持ちのかたが対象です。(ご利用には事前に登録が必要です)

問い合わせ

NTT 東日本ふれあい案内事務局

TEL 0120-104174 FAX 0120-104134

※FAXでのお申込書, 障害者手帳等の送付は受け付けられません。

受付時間 午前9時～午後5時

(土・日・祝及び年末年始 12/29～1/3 を除く)

9-15

けいよう うけつけまどぐち
京葉ガスファックス受付窓口

身

◇耳や言葉が不自由なかたのためにファックスによる受付をしています。365日24時間受付しています(緊急の場合を除き対応が翌営業日となる場合があります)。

◇受付内容 ①ガスもれなど緊急時 ②ガス使用開始・中止の申込その他問い合わせ

◇専用の申し出用紙があります(用紙は上記ホームページからもダウンロードできます)。

◇「ガス使用開始・中止の申込」などは, 上記ホームページからもお手続きができます。

問い合わせ

京葉ガス FAX 市川 047-325-0851ホームページ <https://www.keiyogas.co.jp/>

9-16 ほうそうじゆしんりょう げんめん
NHK放送受信料の減免

身 知 精

対 象 者	助成額	申 請 方 法	申 請 窓 口
次にあげるかたが世帯主で、契約者でもある場合。 ・視覚障害者のかた ・聴覚障害者のかた ・身体障害者手帳1・2級のかた ・精神保健福祉手帳1級のかた ・療育手帳㊦の1, ㊦の2, ㊦, Aの1, Aの2のかた	半額	「放送受信料免除申請書」に障害福祉課で証明を受け、NHK千葉放送局経営管理企画センター開発グループへ申請。詳細は右部署へお問い合わせください。	柏市役所障害福祉課 沼南支所福祉担当
身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちのかたがいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の契約者。	全額		

問い合わせ

(受信料についてのお問い合わせ) NHK ふれあいセンター
 TEL 0570-077-077 (午前9時～午後6時(土日祝日も受付))
 (申請についてのお問い合わせ) 柏市役所障害福祉課
 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

9-17 けいたいでんわ
携帯電話サービス

身 知 精

◇身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳お持ちのかたは、割引を受けられる場合があります。詳細は各携帯電話会社へお問い合わせください。

問い合わせ

各携帯電話会社

9-18 あお とりゆうびんはがき
青い鳥郵便葉書

身 知

◇重度の身体障害者(※1)および重度の知的障害者(※2)で希望されるかたに、通常郵便葉書(くぼみ入り、無地又はインクジェット紙のいずれか1種類)20枚を無償で配布します。毎年、4～5月に申込みを受け付けます。

(※1) 身体障害者手帳に「1級」又は「2級」の表記があるかた

(※2) 療育手帳に「A」又は「1度」もしくは「2度」の表記があるかた

問い合わせ

日本郵便株式会社 柏郵便局 柏市東上町 6-29
 TEL 0570-943-764 FAX 7164-3043

9-19

ゆうびんぶつ げんめん
郵便物の減免

身 知

内 容	料 金
点字郵便物は点字のみを掲げたものを内容とするもの	無料
盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、内国郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社が指定するものに限ります。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの	
心身障害者用低料第三種郵便物は、心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する刊行物について、特に低廉な料金を設定しているもので、日本郵便株式会社の第三種郵便物の承認を受けることとほかに、発行団体が心身障がい者団体であり、その刊行物が心身障がい者の福祉を図ることを目的として発行するものであることを証明する資料の提出が必要です。	①毎月3回以上発行する新聞紙を内容とするもの 重量 50g まで 8円 重量 50g を超える 50g ごとに +3円。（上限 1kg 以内） ②①以外のもの 重量 50g まで 15円 重量 50g を超える 50g ごとに +5円。（上限 1kg 以内）
心身障害者用ゆうメールは、日本郵便株式会社に届け出た図書館と重度の身体障害者・知的障害者のあるかたとの間で発受される冊子とした印刷物	お近くの郵便局窓口へおたずねください。
聴覚障害者用ゆうパックは、聴覚障害者用のビデオテープその他の録画物を内容とするゆうパック(30kg 以内)で日本郵便株式会社が指定した施設と聴覚障害者との間における貸出しまたは返却のために発受するもの	
点字のみを掲げた内容とするゆうパック(30kg 以内)	

問い合わせ

日本郵便株式会社 柏郵便局 柏市東上町 6-29
TEL 0570-943-764 FAX 7164-3043

10	こう 交 つう 通
----	--------------------

10-1	じどうしゃうんてんめんきょしゅとくじょせい 自動車運転免許取得助成
------	---

身

◇身体障害者が就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合に、費用の一部を助成します。

対象者	市内在住、身体障害者手帳1～4級のかた
助成額	費用の2/3以内。ただし上限は10万円
必要なもの	身体障害者手帳、免許取得に要した領収書の原本、領収書の内訳がわかるもの、運転免許証、預金通帳、印鑑
その他	事前申請制となります。また、当該年度内に事業が終了することが必須条件です。詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

10-2	じどうしゃかいぞうひ じょせい 自動車改造費の助成
------	-------------------------------------

身

◇身体障害者が就労等に伴い、自ら、または配偶者か1親等の親族が所有し、自ら運転する自動車の操向装置及び駆動装置等を改造する必要がある場合に費用の一部を助成します。

対象者	市内在住、身体障害者手帳の上肢・下肢又は体幹機能障害1～3級のかたで市民税の所得割額が16万円未満のかた
助成額	対象となる経費の全額。ただし上限は10万円
必要なもの	身体障害者手帳、運転免許証、市民税額を証明する書類、改造した自動車の車検証、改造箇所の見積書・領収書、改造箇所の改造前・改造後の写真、預金通帳、印鑑
その他	事前申請制となります。また、当該年度内に事業が終了することが必須条件です。詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課

TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

10-3 自動車運転免許適性検査・相談

身

- ◇身体に障害のあるかたが自動車の運転免許を取得しようとする場合、運転適性検査を受ける必要があります。適性検査結果によって、その障害に適応した条件が示され、その条件にあった自動車で運転免許試験を受けることになります。
- ◇既に運転免許を持っているかたについても、免許条件が必要な障害を負った場合は、更新時または臨時に運転適性検査が必要になります。

運転適性 検査日	要予約 予約受付は、月～金曜日(土・日・祝日を除く)の 午前9時から午後4時
必要なもの	1 身体障害者手帳 2 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票、学生証等 (住所の確認できるもの)

問い合わせ

安全運転相談ダイヤル TEL #8080 (シャープはればれ)

《千葉県警察本部交通部運転免許本部 運転教育課安全運転相談係》

〒261-0025 千葉市美浜区浜田 2-1

TEL 043-274-2000 (音声ガイダンス 1→52→1) FAX 043-273-6844

《千葉県警察本部交通部運転免許本部 流山運転免許センター安全運転相談係》

〒270-0144 流山市前ヶ崎 217

TEL 7147-2000 (音声ガイダンス 1→68) FAX 7146-1108

10-4 航空運賃の割引

身 知 精

対象者	12歳以上で「身体障害者手帳」, 「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちのかたと同乗する介護者(1名)のかた ※一部航空会社によっては対象にならない場合があります。
その他	割引率及び購入手続きについては、各航空会社へお問い合わせください。

問い合わせ

各航空会社

10-5 てつどううんちん わりびき
鉄道運賃の割引 身 知

◇身体障害者手帳または療育手帳の呈示により割引を受けられます。
(鉄道会社により取り扱いが異なる場合があります。)

	乗車形態	種類	割引内容
第一種 障害者	介護者とともに利用	普通乗車券 定期券 回数券 普通急行券	本人・介護者(1名)とも50% ※12歳未満の小児定期券は割引なし。介護者とともに利用の場合、介護者のみ割引。
	単独で利用 (片道100キロを超える場合)	普通乗車券	本人50%
第二種 障害者	介護者とともに利用 ※12歳未満の児童が介護者と利用するときのみ。	定期券	介護者(1名)のみ50%
	単独で利用 (片道100キロを超える場合)	普通乗車券	本人50%

問い合わせ 各鉄道会社

10-6 うんちん わりびき
バス運賃の割引 身 知 精

◇各種手帳の呈示により、割引を受けられる場合があります。
詳細は下記までお問い合わせください。

問い合わせ 東武バスセントラル株式会社 西柏営業事務所 TEL 7144-5011
板東バス・板東自動車 我孫子営業所 TEL 7185-2771
ちばレインボーバス 白井車庫 TEL 047-497-0962

10-7 しょうがいふくし じぎょうせつとうつうしょしゃこうつうひじょせい
障害福祉サービス事業施設等通所者交通費助成 身 知 精 難

◇自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・生活介護・地域生活支援センターへの通所の交通費(電車・バス・車・バイク等)の一部を助成します。

必要なもの	1 預金通帳(ゆうちょ銀行は振込用口座番号記載のもの) 2 自動車検査証等・免許証(車・バイクの場合)
その他	通勤手当が支給されているかた、生活保護受給者や車やバイクでの通所で自動車燃料費助成制度を受けている場合は対象外です。

問い合わせ 柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

10-8

ゆうりょうどうろつうこうりょうきん わりびき
有料道路通行料金の割引

身 知

障害区分	運転手	対象車両の所有者
第1種 障害者(身体手帳 ・療育手帳)	本人又は 介護者 (本人が同乗)	本人または本人の配偶者、直系血族及びその配偶者兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 ※上記が自動車を所有していない場合は、本人を日常的に介護している者が所有するもの。
第2種 障害者 (身体手帳)	本人のみ	本人または本人の配偶者、直系血族及びその配偶者兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

	ETC を利用しない場合	ETC を利用する場合
必要な もの	1 身体障害者手帳 または療育手帳 2 自動車検査証記録事項が記載 された書類 3 運転免許証 (本人が運転する場合)	1 身体障害者手帳または療育手帳 2 自動車検査証記録事項が記載された書類 3 運転免許証(本人が運転する場合) 4 障害者本人名義のETCカード (本人が未成年の場合は親権者が後見人の名義) 5 ETC車載器セットアップ申込書・証明書
その他	<p>◇療育手帳2種は割引対象外</p> <p>◇対象車両は障害者1人につき1台ですが、料金所にて障害者手帳を呈示する場合のみ、自動車の事前登録をせずとも障害者割引を受けられます。ただし、車両登録がない場合も、事前申請は必要となります。</p> <p>◇上記の自動車とは、乗用自動車(乗車定員10人以下)、二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの)、貨物自動車(乗用タイプのライトバン等に限る)及び特殊用途自動車(身体障害者輸送車に限る)で、営業用自動車を除きます。</p> <p>◇割引率 50%割引 ※障害福祉課で手帳にシールを貼り、料金所で呈示することにより割引。</p> <p>◇2年毎の更新手続きが必要です。</p>	

問い合わせ

柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

10-9

じどうしゃねんりょうひ じよせい
自動車燃料費の助成

身 知 精

◇身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたかた，または同一世帯の家族が，障害者のために自動車を使用する場合，燃料費を助成します。

対象者	【1 障害者本人が運転する場合】 身体障害者手帳第1種 身体障害者手帳第2種1～3級・下肢4～6級・体幹5級， 精神障害者保健福祉手帳1級のかた
	【2 同一世帯の家族が運転する場合】 身体障害者手帳第1種（第2種は除く）， 療育手帳Ⓐの1・Ⓐの2・Ⓐ・Aの1・Aの2， 精神障害者保健福祉手帳1級のかた
助成額	ガソリン：1リットルにつき54円・軽油：1リットルにつき33円。
	同一世帯に記録されているかたの市民税所得割額の合計が， 16万円未満 最大600リットル（50リットル／月×3月末までの月数）
必要なもの	同一世帯に記録されているかたの市民税所得割額の合計が， 16万円以上 最大300リットル（25リットル／月×3月末までの月数）
	1 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳 2 自動車検査証記録事項が記載された書類 3 運転免許証 ・課税状況が本市で確認できない場合は，同一生計者全員の市民税額を証明する証明書を提出してください。 ・同一生計者に未申告者がいる場合は，税申告をお願いします。
その他	◇施設入所や長期入院のかたは対象外です。 ◇福祉タクシー利用券の助成又は車やバイクでの通所で障害福祉サービス事業施設等通所者交通費の助成を受けているかたは対象外です。 ◇年度内のサービス変更は原則できません。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

10-10	<small>ふくし</small> 福祉タクシー
-------	-------------------------------------

身 知 精

◇身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたかたに，タクシー乗車料金を助成する福祉タクシー券を交付します。

対象者	身体障害者手帳第1種(聴覚障害は除く)， 療育手帳④の1・④の2・④・Aの1・Aの2， 精神障害者保健福祉手帳1級のかた
助成額	乗車1回につき乗車した福祉タクシー運賃から障害者割引を控除した額を助成。 ただし，迎車料金も運賃に含め上限は720円まで
	同一世帯に記録されているかたの市民税所得割額の合計が， 16万円未満 最大120枚(10枚/月×3月末までの月数) ※ただし，じん臓機能障害1級で，人工透析療法を受けているかたは， 16万円未満 最大240枚(20枚/月×3月末までの月数)
	同一住所に記録されているかたの市民税所得割額の合計が， 16万円以上 最大60枚(5枚/月×3月末までの月数) ※ただし，じん臓機能障害1級で，人工透析療法を受けているかたは， 16万円以上 最大120枚(10枚/月×3月末までの月数)
必要なもの	身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳 ・課税状況が本市で確認できない場合は，同一生計者全員の市民税額を証明する証明書を提出してください。(同一生計者に未申告のかたがいる場合は，税申告をお願いします。)
その他	◇施設入所や長期入院のかたは対象外です。 ◇自動車燃料費の助成を受けているかたは対象外です。 ◇年度内のサービス変更は原則できません。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課
 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

10-11	<small>ふくし</small> 福祉タクシー (寝台車)
-------	---

身

◇福祉タクシー利用券対象者のうち，65歳未満で居宅の重度身体障害者(1級または2級)で常に床についており，寝台車によらなければ移動が困難なかたに対して，医療機関への受診又は入退院時の送迎費の一部を助成します。

◇所得制限があります。事前に申請をして，利用券の交付を受けてください。

問い合わせ

柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

10-12	<small>うんちん わりびき</small> タクシー運賃の割引
-------	--

身 知

対 象 者	身体障害者手帳または療育手帳所持者 (手帳に貼付されている写真を提示のうえ本人確認)
割 引 率	10% (迎車料金は含まないものとする)

※精神保健福祉手帳所持者についてはタクシー事業者にご確認下さい。

問い合わせ

一般社団法人千葉県タクシー協会

TEL 043-307-7002 FAX 043-307-7003

10-13	<small>のりあい うんちん わりびき</small> かしわ乗合ジャンボタクシー運賃の割引
-------	--

身 知 精

対 象 者	身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者本人、 介護者(1名まで)
割 引 率	50% (運賃100円 普通運賃は大人200円) ※かしわ乗合ジャンボタクシーの乗継運賃は50円 (乗継は逆井コース又は南増尾コースと沼南コースの間になります。)
利 用 方 法	運賃支払い時、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または障害者 手帳アプリ「ミライロID」の提示により割引 ※手帳を提示する際は、写真が貼付されたページを開いて、乗務員に提示してくだ さい (なお、写真のないものは無効です)。

問い合わせ

銚染谷交通

TEL 7164-1919

又は柏市役所交通政策課

TEL 7167-1219

10-14	<small>よやくがたあいの うんちん わりびき</small> 予約型相乗りタクシー カシワニクル運賃の割引
-------	--

身 知 精

対 象 者	身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者本人、介護者(1名まで) ※カシワニクルご利用には事前に利用者登録が必要になります。
割 引 率	運賃から100円引き
利 用 方 法	運賃支払い時、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳提示により割引 ※手帳を提示する際は、写真が貼付されたページを開いて、乗務員に提示してください (なお、写真のないものは無効です)。

問い合わせ

【利用者登録】柏市役所交通政策課 TEL 7167-1219

【予約・運行】カシワニクル予約センター TEL 7193-6600

10-15 しえいちゅうりんじょうていきしよりょう りょうりょうきんげんがく めんじょ
市営駐輪場定期使用料・利用料金減額・免除

身 知 精

対象者	<p>1 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，戦傷病者手帳，被爆者健康手帳所持者本人，生活保護法に基づく被保護者のうち高校生以下のかた</p> <p>2 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳所持者本人が小学校就学始期に達するまでの期間，同乗させて自転車を使用するかた</p> <p>3 (鉄道を利用する身体障害者手帳，療育手帳所持者の) 介護者</p>
割引率	<p>1 手帳等所持者本人：100%</p> <p>2 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳所持者本人が小学校就学始期に達するまでの期間，同乗させて自転車を使用するかた：100%</p> <p>3 (鉄道を利用する身体障害者手帳，療育手帳所持者の) 介護者：50%</p>
必要なもの	<p>身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，戦傷病者手帳，被爆者健康手帳，保護受給証明書のいずれか</p>
その他	<p>減免申請は柏市ホームページからインターネット申請するか，各駅代表駐輪場で申請書を受け取り，郵送にてご申請ください。</p> <p>なお，以下の駐輪場は指定管理者が管理運営しているため，各受付駐輪場での申請となります。</p> <p>◇お問い合わせ先</p> <p>1 柏駅周辺：芝園開発株式会社 柏駅東口各駐輪場：04-7166-4820 柏駅西口各駐輪場：04-7146-1321</p> <p>2 北柏駅南口及び南柏駅東口：日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 北柏駅南口各駐輪場：04-7162-0031 南柏駅東口各駐輪場：04-7172-6113</p>

問い合わせ

柏市役所交通政策課 自転車対策室

TEL 7167-1304 FAX 7163-3728

10-16 ちゅうしゃきんし じょがい
駐車禁止の除外

身 知 精

◇社会生活上必要と認められる場合に，千葉県公安委員会が指定した駐車禁止場所に限り駐車禁止規制の適用除外措置を受けることができます。

◇対象要件等は，お問い合わせください。

問い合わせ

柏警察署交通課

TEL 7148-0110 (受付時間：平日 9:00~16:00)

10-17

しょうがいしゃとうようちゅうしゃくかくりようしょうせいど
ちば障害者等用駐車区画利用証制度

◇公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」を、障害などを理由に歩行が困難であると認められるかたが利用しやすくなるよう利用証を交付する制度です。

区分		交付基準	
身 体 障 害 者 自 由	視覚障害	4級以上	
	聴覚障害	3級以上	
	平衡機能障害	5級以上	
	肢 体	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
	不 自 由	体幹	5級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上	
知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がAの2以上のかた		
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級のかた		

◇申請に必要なもの

- ・障害者手帳をお持ちのご本人が申請する場合：障害者手帳(上記交付基準を満たしているかた)
- ・代理人のかたによる申請の場合：対象者の障害者手帳・代理人の本人確認書類

◇申請先・問い合わせ先

申請方法	申請先	問い合わせ
窓口申請	柏市役所障害福祉課	柏市役所障害福祉課
	沼南支所(福祉担当)	TEL 04-7167-1136 FAX 04-7167-0294
郵送申請	千葉県健康福祉部健康福祉指導課	千葉県健康福祉部健康福祉指導課 TEL 04-3223-3924(平日 8:30~17:00)

問い合わせ

柏市役所障害福祉課 TEL 7167-1136 FAX 7167-0294

11	ぜい 税	きん 金	とう 等
----	---------	---------	---------

11-1	しょうとくぜい 所得税	身 知 精
区 分	要 件 等	控 除 額
障 害 者 控 除	障害者 (居住者及び居住者の同一 生計配偶者又は扶養親族) 身体障害者手帳3～6級 療育手帳Bの1・Bの2 精神障害者保健福祉手帳2・3級	270,000 円
	特別障害者 (居住者及び居住者の同一 生計配偶者又は扶養親族) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A～Aの2 精神障害者保健福祉手帳1級	400,000 円
	同居特別障害者 特別障害者である同一生計配偶者や扶 養親族で、あなたや配偶者、生計を一 にする親族のどなたかとの同居を常と しているかた	750,000 円

11-2	そうそくぜい そうよぜい 相続税・贈与税	身 知 精
------	----------------------------	-------

種 類	要 件 等	控 除 額
相 続 税	身体障害者手帳3～6級 療育手帳Bの1・Bの2 精神障害者保健福祉手帳2・3級	$100,000 \text{ 円} \times (85 \text{ 歳} - \text{相続開$ $\text{始日現在の年齢})$ の額を相続税額 から控除
	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A～Aの2 精神障害者保健福祉手帳1級	$200,000 \text{ 円} \times (85 \text{ 歳} - \text{相続開$ $\text{始日現在の年齢})$ の額を相続税額 から控除
贈 与 税	贈与を受けるかたが、精神障害者保健福祉手帳1 級、身体障害者手帳1・2級、重度の知的障害者 で、「特定障害者扶養信託契約」に基づき財産が 信託されたとき	6,000 万円までは非課税
	贈与を受けるかたが、精神障害者保健福祉手帳 2・3級、中軽度の知的障害者で、「特定障害者 扶養信託契約」に基づき財産が信託されたとき	3,000 万円までは非課税

問い合わせ

柏税務署 TEL 7146-2321 (代)

※お電話は自動音声により御案内しています。

1. 自動音声に従って「1」を選択…国税に関する一般的な御相談
2. 自動音声に従って「2」を選択…税務署担当職員への御用のかた

11-3	こじんじぎょうぜい 個人事業税
------	--------------------

身

条 件 等	内 容
重度の視覚障害者(両眼の視力が0.06以下の者)が、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復などの医業に類する事業を行う場合	非課税

問い合わせ

千葉県柏税務事務所 TEL 7147-8743 (課税担当直通)
FAX 7147-8749

11-4	いりょうひこうじょ 医療費控除
------	--------------------

内容	<p>①おむつ費用傷病により、おおむね6か月以上寝たきりのかたで治療のためおむつの使用が必要と認められた場合に支払った費用が対象となります。</p> <p>②ストーマ装具費用ストーマ装具を必要と認められた場合に支払った費用が対象となります。</p> <p>③在宅介護費</p> <p>※医療費控除の明細書及び各医療費の使用証明書が必要となります。</p> <p>※介護保険法下で要介護認定を受けたかたの介護老人保健施設サービスの対価の一部、要介護・要支援の認定を受けたかたの居宅サービス費の一部についても医療費控除の対象となります。</p> <p>※上記のほか、医療費控除の対象となる医療費については国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) をご確認ください。</p>
控除額	<p>$A - \{10 \text{ 万円または所得金額の } 5\% (\text{どちらか少ない額})\} = \text{控除額 (最高 200 万円)}$</p> <p>※$A = (\text{その年中に支払った医療費}) - (\text{保険金などで補てんされる金額})$</p>

※令和5年4月1日現在の法律により記載しております。

問い合わせ

柏税務署 TEL 7146-2321 (代)

※お電話は自動音声により御案内しています。

1. 自動音声に従って「1」を選択…国税に関する一般的な御相談
2. 自動音声に従って「2」を選択…税務署担当職員への御用のかた

11-5

じどうしゃぜい しゅべつわり ・じどうしゃぜい けいじどうしゃぜい かんきょうせいのおわり
自動車税(種別割)/自動車税・軽自動車税(環境性能割)

身 知 精

減 免 申 請 対 象	<p>①視覚障害1～3級及び4級の1</p> <p>②聴覚障害2・3級，平衡機能障害3級，音声又は言語機能障害3級（喉頭摘出に係るものに限る）</p> <p>③上肢不自由1・2級，下肢不自由1～6級，体幹不自由1～3級・5級</p> <p>④内部障害1・3級及び4級（免疫機能障害は1～3級）（肝臓機能障害は1～4級）</p> <p>⑤乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢障害1・2級，移動障害1～6級</p> <p>⑥療育手帳④(④の1，④の2)又はAの1のかた及びAの2で音声若しくは言語又は上肢機能障害があり身体障害者手帳に3級と記載されているかた</p> <p>⑦戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち一定の等級以上のかた</p> <p>⑧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の障害者手帳1級の交付を受けているかた</p>
そ の 他	<p>◇自動車税・軽自動車税（環境性能割）は，自動車の登録の日から1月以内に申請することが必要です。</p> <p>◇自動車税（種別割）の申請期限につきましては，柏県税事務所にお問い合わせください。</p> <p>◇手帳所持者の移動のために自動車を利用していない場合は，減免の対象となりません。</p> <p>◇住所を変更した場合には，手帳・自動車検査証・運転免許証の住所変更後に申請をしてください。</p>

《自動車税（種別割）／自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免申請に必要なもの》

所有者	運転者	追加書類	共通書類
障害者	障害者	なし	○身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳
障害者又は同居の家族等	障害者又は同居の家族等	生計同一証明書 (代わりに使用目的を証する書類でも可)	○自動車検査証記録時事項が記載された書類
障害者のみの世帯の障害者	常時介護者※	常時介護証明書	○運転者の免許証(写) ○印鑑(納税義務者のもの，認め印可) ○今まで減免されていた自動車の移転又は抹消後の自動車検査証記録時事項が記載された書類

※「常時介護者」とは障害者のみの世帯の障害者が所有する車を別世帯の介護者が障害者のために常時運転する場合。

《追加書類について》

「生計同一証明書」は障害福祉課及び沼南支所福祉担当で発行します。発行にあたって必要な書類は、上記《自動車税（種別割）/自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免申請に必要なもの》の共通書類です。「常時介護証明書」の発行については、障害福祉課にお問い合わせください。

問い合わせ

千葉県柏市税事務所 TEL 7147-1231 FAX 7147-8749

11-6

けいじどうしゃぜい しゅべつわり
軽自動車税(種別割)

身 知 精

減免申請対象	<p>①視覚障害1～3級及び4級の1</p> <p>②聴覚障害2・3級，平衡機能障害3級，音声又は言語機能障害3級（喉頭摘出に係るものに限る）</p> <p>③上肢不自由1・2級，下肢不自由1～6級，体幹不自由1～3級・5級</p> <p>④内部障害1・3級及び4級(免疫機能障害は1～3級)（肝臓機能障害1～4級）</p> <p>⑤乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢障害1・2級，移動障害1～6級</p> <p>⑥療育手帳A(Aの1，Aの2)又はAの1のかた Aの2で音声若しくは言語又は上肢機能障害があり身体障害者手帳に3級と記載されているかた</p> <p>⑦戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち一定の等級以上のかた</p> <p>⑧精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているかた</p>
必要なもの	<p>1 身体障害者手帳等（写しでは申請できません）</p> <p>2 自動車検査証（写し）</p> <p>3 運転するかたの運転免許証</p> <p>4 軽自動車税(種別割)納税通知書</p> <p>5 納税義務者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）</p>
その他	<p>◇構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>◇軽自動車税(種別割)は毎年4月1日時点で軽自動車税等を所有されているかたに課税される税金です。減免申請受付期間は、納税通知書が届いた日（例年5月中旬ごろ）から納期限前7日（例年5月24日ごろ）までとなっております。それ以外の時期には申請の受付が出来ませんのでご注意ください。</p> <p>◇1人の障害者等について、普通自動車税(種別割)か軽自動車税(種別割)のいずれか一台分のみの申請となります。</p>

問い合わせ

柏市役所市民税課 TEL 7168-1612 FAX 7167-3203

11-7	じゅうみんぜい 住民税
------	----------------

身 知 精

◇手帳等を所持している旨を申告することで以下の控除を受けられます。

種 類	条 件 等	控 除 額
障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳Bの1・Bの2 精神障害者保健福祉手帳2・3級 児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により，知的障害者とされたかた	260,000 円の 所得控除
特別障害者 控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳④・Aの1・Aの2 精神障害者保健福祉手帳1級 児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により，重度の知的障害者とされたかた	300,000 円の 所得控除
同居特別 障害者控除	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し，あなたや配偶者，あなたと生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としているかた	530,000 円の 所得控除
住民税の 非課税	本人が上記の条件に該当するかたで，前年中の合計所得金額が1,350,000 円以下のかた	本人非課税

※柏市では、「障害者手帳」を交付されていない場合でも，要介護認定を受けた65歳以上で条件を満たすかたに対し，市長が認定した障害者に準ずる者等として，「障害者控除対象者認定書」を交付しています。この認定書を確定申告や市民税・県民税申告の際に添付することで，一定の金額の所得控除（認定書に記載された「障害理由」により，上記の「障害者控除」又は「特別障害者控除」が適用されます）を受けることができます。

問い合わせ

柏市役所市民税課 TEL 7167-1124 FAX 7167-3203

（ただし，「障害者控除対象者認定書」の手続き関係についての問い合わせは，
高齢者支援課 TEL 7167-1134）

12	せん 選	きよ 拳
----	---------	---------

問い合わせ

こちらのページのお問い合わせは、
柏市選挙管理委員会 TEL：7167-1092 FAX：7167-1163

12-1	ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう 郵便等による不在者投票	身
------	--	---

◇身体に一定の障害がある等により投票所に行くことが困難で、下記の要件に該当するかたは、必要な手続きをすれば障害の状態により自宅において投票することができます。

①身体障害者手帳を持っている選挙人で、次のいずれかのかた

障 害 名	障 害 の 程 度
両下肢・体幹・移動機能	1・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1・3級
免疫・肝臓	1級から3級

②介護保険被保険者証を持っている選挙人で、要介護状態区分が、要介護5のかた

③戦傷病者手帳を持っている選挙人で、次のいずれかのかた

障 害 名	障害の程度
両下肢・体幹	特別項症から第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸、肝臓	特別項症から第3項症

12-2	ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう だいりきさいせいど 郵便等による不在者投票における代理記載制度	身
------	---	---

◇郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（前項該当者）で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の1または2に該当するかたは、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者）に、投票に関する記載をさせることができます。

1. 身体障害者手帳に上肢、または視覚の障害の程度が、1級と記載されているかた
2. 戦傷病者手帳に上肢、または視覚の障害の程度が、特別項症から第2項症までのいずれかの記載のあるかた

12-3

とうひょうじょ てんじとうひょうとう
投票所における点字投票等

◇投票所では、自分で投票用紙に記入することが困難なかなのために、投票所係員が代理で投票用紙に記入することを行っています。また、点字により投票することもできますので、本人が投票所において、係員に申し出てください。

12-4

せんきよしえん
選挙支援カード

◇選挙の際、口頭による申出が困難なかななどのために、支援内容を表現したイラストを指差しすることでコミュニケーションが可能な「選挙支援カード」をご用意しております。投票の支援をご希望のかたは、市ホームページより様式をダウンロードし持参するか、各投票所受付にて係員にお声がけください。

13	<small>きょう いく こ そだ し えん</small> 教 育 ・ 子 育 て 支 援
----	---

13-1	<small>きょうしつ つうきゅうしどうきょうしつ</small> ことば・きこえの教室（通級指導教室）
------	---

◇小学生を対象として、言語・きこえに関する個別相談、個別指導を行う教室です。

◇「正しく発音できない」「言葉がつかえてしまう」「音がよく聞こえない」等が原因で、学校での生活や友人関係、学習に影響を与える心配のある児童に対して、その子の抱える課題の改善に向けて担当の教諭が個別指導を行います。

問い合わせ

柏市教育委員会児童生徒課
TEL 7191-7210

13-2	<small>じょうちよ きょうしつ つうきゅうしどうきょうしつ</small> 情緒の教室（通級指導教室）
------	--

◇通常の学級の学習におおむね参加することができ、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対し、気持ちのコントロールのしづらさ等から生じる困難を解決し、在籍学級での学習活動に参加していくことを支援します。

◇個別指導や小集団指導をとおして、自分に合った学習方法を学んだり、自己理解を深め、よりよい対応の仕方を学んだりします。

問い合わせ

柏市教育委員会児童生徒課
TEL 7191-7210

13-3	<small>とくべつしえんがつきゅう とくべつしえんがっこう</small> 特別支援学級・特別支援学校
------	---

◇児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うために、特別支援学級（柏市）や特別支援学校（千葉県）が設置されています。

◇柏市では、個に応じた教育的ニーズのある児童生徒を対象とし、特別支援学級や通級指導教室を設置しています。

◇特別支援学校への就学に関しては、就学相談が必要となります

問い合わせ

柏市教育委員会児童生徒課 就学相談窓口（ウェルネス柏内）
TEL 7128-2227

13-4	<small>とくべつしえんきょういくしゅうがくしょうれいひ</small> 特別支援教育就学奨励費
------	--

◇特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、学校給食費・学用品費などの経費の一部を助成する制度があります。（所得制限あり）

問い合わせ

柏市教育委員会学校教育課（TEL 7191-7367）又は就学校

14	こ よう しゅう ろう し えん 雇 用 ・ 就 労 支 援
----	--

14-1	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん かしわ 障害者就業・生活支援センター ビック・ハート 柏
------	---

◇就職に関する相談やハローワークと協力しての職場開拓、関係機関との連携など、就職を希望される障害をお持ちのかたの支援を実施致します。

予約制のため、まずはお電話にてお問い合わせください。※求人の方旋は行っていません

◇障害のあるかたを雇用する（または雇用を考えている）事業主のかたを支援します。

問い合わせ

ビック・ハート 柏 柏市柏 3-6-21 柏ビル 3 階 302 号

TEL 7168-3003 FAX 7168-3006

ホームページ <http://www.big-heart.or.jp/kashiwa-abiko>

14-2	まつど まつどころきょうしよくぎょうあんていじょ ハローワーク松戸(松戸公共職業安定所)
------	---

◇職業を探しているかたの能力に適した職業相談・紹介、事業主が必要とする人材を充足するための職業紹介を行っています。

◇雇用保険の失業給付業務、職業訓練校の相談手続き業務等を行っています。

◇事業主に対して、障害者の雇用に関する助言・援助を行っています。

問い合わせ

ハローワーク松戸 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3F

TEL 047-367-8609(部門コード 46#)FAX 047-367-8649

14-3	こくりつしよくぎょう 国立職業リハビリテーションセンター
------	---------------------------------

◇障害のあるかたがたの自立に必要な職業指導や職業訓練などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。入所時期（訓練開始時期）は、年間10回を設定しています。

対象	1 身体障害、高次脳機能障害または難病のあるかた（通所が困難なかたは、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの寮が利用できます。） 2 通所が可能な、発達障害のあるかた、精神障害のあるかた、知的障害のあるかた
訓練科目	<ul style="list-style-type: none"> ・メカトロ系（機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科） ・建築系（建築設計科） ・情報系（DTP・Web技術科、OAシステム科） ・職域開発系（アシスタントワーク科） ・ビジネス系（経理事務科、OA事務科、オフィスワーク科） ・物流系（物流・資材管理科）
期間	原則1年
費用	受講料は無料（ただし、科によって作業服・安全靴等が自己負担）

問い合わせ

- ・ 国立職業リハビリテーションセンター 埼玉県所沢市並木 4-2
TEL 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277
ホームページ <https://www.nvr.cd.jeed.go.jp>
- ・ ハローワーク松戸（松戸公共職業安定所）
TEL 047-367-8609（部門コード 46#）FAX 047-367-8649

14-4

ちばしょうがいしゃしよくぎょう
千葉障害者職業センター

◇障害のあるかたに対して、就職・復職に向けた相談・支援から就職後のフォローアップまでの一連のサービスを、ハローワーク、就労支援、医療、教育等の関係機関と連携して行っています。支援の対象は、障害のあるかた（障害者手帳の所持の有無は問いません）とともに障害のあるかたを雇用する（または雇用を考えている）事業主のかた、関係機関の就労支援担当のかたです。

問い合わせ

千葉障害者職業センター 千葉市美浜区幸町 1-1-3
ハローワーク千葉合同庁舎 4階
TEL 043-204-2080 FAX 043-204-2083
ホームページ <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/chiba/index.html>

14-5

あびここうとうぎじゆつせんもんこう
我孫子高等技術専門校（ちばテク 我孫子校）

◇療育手帳を所持しているかた、または公的機関で知的障害と判定されたかたで、次に該当するかたが対象です。

- 1 就業の意志を有し、職業訓練に耐えることができるかた
- 2 日常生活面で介助を必要としないかた

訓練科名	定員 (名)	訓練 期間	訓練の主な内容
事務実務科	10	1年	パソコン、事務作業、基本作業及び販売物流作業等の職業訓練を実施します。

問い合わせ

我孫子高等技術専門校 我孫子市久寺家 684-1
TEL 04-7184-6411 FAX 04-7185-0265
ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kg-abiko/>

14-6	<small>ふなばしこうとうぎじゅつせんもんこう</small> 船橋高等技術専門校
------	---

◇高等学校卒業生若しくはこれらと同等の学力を有すると認められるかた、職業訓練に耐えることができると認められるかたで、日常生活に他人の介護を必要としないかたであり、自力で通校可能な、下肢などに障害のあるかたを受け入れています。

訓練科名	訓練期間	訓練の主な内容
システム設計科	2年	プログラム言語、ソフトウェア及びIoT関連技術を習得します。パソコンの基本操作からアプリケーションの作成、サーバ構築といったシステム開発実習を行います。また、基本情報技術者試験の午前試験免除制度を利用し、資格取得に力を入れています。

問い合わせ

船橋高等技術専門校 船橋市高瀬町 31-7
 TEL 047-433-2790 FAX 047-433-2791
 ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/kg-funabashi>

14-7	<small>ちばしょうがいしゃしゅうぎょうしえん</small> 千葉障害者就業支援キャリアセンター
------	---

◇障害者の就業支援を行うジョブコーチ等により、就業相談、職業準備訓練から就職まで障害者の就業を総合的に支援します。

問い合わせ

千葉障害者就業支援キャリアセンター 千葉市美浜区新港 4-3
 TEL 043-204-2385 FAX 043-246-7911
 ホームページ：<http://www.syougaisya-career.or.jp/>

14-8

しょうがいしゃこうとうぎじゅつせんもんこう

障害者高等技術専門学校 (ちばテク障害者校)

しょうがいしゃこう

◇障害のあるかたが、就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な公共職業訓練を行っています。

1 校内訓練

主に身体障害者向けコース	1年コース	情報技術科	DTP・Web デザインコース 募集定員 10 名	<ul style="list-style-type: none"> ■取得可能資格（在校中） ●色彩検定 3・2 級 ●イラストレーター検定 スタンダード ●フォトショップ検定 スタンダード ●ワープロ検定 3～1 級 ●Excel 検定 3・2 級 ■主な就職先（職種） DTP オペレーター Web デザイナー 一般事務 等
			福祉住環境・CAD コース 募集定員 10 名	<ul style="list-style-type: none"> ■取得可能資格（在校中） ●福祉住環境コーディネーター3・2 級 ●建築 CAD 検定 3・2 級 ●ワープロ検定 3～1 級 ●Excel 検定 3～1 級 ■主な就職先（職種） CAD オペレーター・福祉用具販売・一般事務
			PC ビジネスコース 募集定員 20 名	<ul style="list-style-type: none"> ■取得可能資格（在校中） ●ワープロ検定 3～1 級 ●Excel 検定 3～1 級 ●日商簿記検定 3・2 級 ●全経簿記検定 3～1 級 ●電卓検定 3～1 級 ●秘書検定 3・2 級 ■主な就職先（職種） 一般事務 病院事務 事務補助 看護補助軽作業 等
		情報事務科	<p>パソコン（事務系アプリケーション操作）、簿記会計、ビジネスマナーなど、事務職への就職に必要なとされる知識・技能・態度を習得し、ビジネス人として職業的自立のできる人材を目指します。</p>	

精神・発達障害者対象コース		職域開拓コース 募集定員 10 名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取得可能資格（在校中） ● ワープロ検定 3・2 級 ● Excel 検定 3・2 級 ● 秘書検定 3・2 級 ● 電卓検定 3・2 級 ■ 主な就職先（職種） 一般事務 事務補助 小売り 軽作業 等
		<p>日頃の訓練を通して職業生活全般についてのセルフマネージメントスキルを習得すると共に、パソコンを活用した事務処理能力及びビジネスマナーなど社会人として必要な知識と技能を習得します。</p>	
主に知的障害者向けコース	基礎実務科	1 年コース	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取得可能資格（在校中） ● ワープロ検定 4～2 級 ■ 主な就職先（職種） 製造業 飲食業 小売業 清掃業 介護事業 農業
		6 か月コース	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取得可能資格（在校中） ● ワープロ検定 4～2 級 ■ 主な就職先（職種） 製造業 飲食業 小売業 清掃業 介護事業 農業
		短期実務コース 募集定員 5 名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取得可能資格（在校中） ● ワープロ検定 4～2 級 ■ 主な就職先（職種） 製造業 飲食業 小売業 清掃業 介護事業 農業
		<p>個人個人の実態に応じた各種作業実務訓練やパソコン操作訓練を通して、各自が向上させたい作業能力や対人スキル、場に応じた行動の仕方などの社会性を習得し、短期間で就労を目指します。</p>	

2 委託訓練

◇障害のある求職活動中のかたを対象に、千葉県が企業、社会福祉法人、NPO 法人や民間教育訓練機関などに訓練を委託して行う短期(1～3 か月)の公共職業訓練です。(デュアルシステムコースは3～4 か月)

訓練コース名	コース概要	訓練場所
PC 技能習得コース	初級から中級レベルの PC 技能習得訓練	PC スクールなど
作業実務コース	実技を中心とした作業訓練	社会福祉法人・NPO 法人など
デュアルシステムコース	集合訓練から企業での実習まで一体となった訓練プログラム	NPO 法人・企業など
企業実践コース	実際の業務に即した作業実習	企業など

次ページへ続く

e-ラーニングコース	通学が困難なかたを対象としたインターネット回線を利用したPC訓練	自宅 スクーリング実施場所 (数回実施) など
在職者訓練コース	在職中のかたで職種転換などを目的としたPC訓練・作業訓練	PCスクール・NPO 法人など 自宅 (e-ラーニングコースのみ)

問い合わせ

障害者高等技術専門校 千葉市緑区大金沢町 470
 TEL 043-291-7744 FAX 043-291-7745
 ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/>

15	<small>しょうがい</small> <small>ていど</small> <small>の</small> <small>きじゆん</small> 障害程度基準
----	---

15-1	<small>りょういくてちょう</small> <small>しょうがいていどきじゆんひょう</small> 療育手帳の障害程度基準表
------	--

障害程度		障害程度の基準	種別
最重度	㊤	知能指数がおおむね20以下のもので日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にあるもの	第1種
重度	Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下のもので日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にあるもの	第1種
	Aの2	知能指数がおおむね36以上50以下のもので視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にあるもの	第1種
中度	Bの1	上記以外のもので、知能指数がおおむね36以上50以下のもので日常生活において介助を必要とする程度の状態にあるもの	第2種
軽度	Bの2	知能指数がおおむね51以上75程度で日常生活において介助を必要とする程度の状態にあるもの	第2種

※ただし障害者相談センターにおける最重度の取扱は下表による。

最 重 度	㊤の1	知能指数がおおむね20以下のもので日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にあるもの
	㊤の2	知能指数がおおむね20以下のもので日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にあるもので、㊤の1以外のもの

15-2	<small>せいしんほけんふくしてちょう</small> <small>しょうがいとうきゅうひょう</small> 精神保健福祉手帳の障害等級表
------	---

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(手帳の交付は6級までです)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による。以下同じ)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベル90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能障害の極めて著しい障害	音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の著しい障害 ※そしゃく機能は後期高齢者医療選択は不可	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害						
上肢機能	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

下線は「身体障害者運賃割引規則」（JR運賃割引）による第1種身体障害者の範囲を示す（その他は第2種）
 太線内は後期高齢者医療選択可能者（65歳〜74歳）の範囲を示す

身体障害者手帳の障害程度基準表（手帳の交付は6級までです）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して、5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発せられた会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	
上肢機能	移動機能障害
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。但し、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。
- 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、实用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

◇シンボルマークは、それぞれの障害についてわかりやすく表示することで、まわりの人が障害のあるかたに対して配慮したり、障害に配慮した施設であることを表示することを目的としています。

マーク	内 容
	<p>◇障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。マークが利用できる施設については、基準が定められています。したがって、個人の車に表示することは本来の主旨とは異なりますので、障害のあるかたが車に乗車していることを周囲にお知らせするという程度の表示になります。このマークは全ての障害者を対象としたもので車椅子使用者だけに限定するものではありません。</p>
	<p>◇平成14年6月1日より施行された改正道路交通法により導入されたマークで、第1種の大型自動車または普通自動車免許を受けているかたで、肢体不自由であることを理由に免許証に条件を付されているドライバーが車に表示した場合、幅寄せや割り込み等を行うことが禁じられています。青色地に白色の四つ葉をかたどったデザインは、「幸福の象徴」であるクローバーとその葉の形である「ハート」が人の優しさを表わしています。</p>
	<p>◇平成20年6月1日より施行された改正道路交通法により導入されたマークで、普通自動車免許を受けているかたで、聴覚障害であることを理由に免許証に条件を付されているドライバーは、このマークを車に表示しなければなりません。また、このマークを表示した車には、幅寄せや割り込み等を行うことが禁じられています。直径約12センチの円形で、緑の下地に黄色でチョウをあしらったデザインです。</p>
	<p>◇聞こえが不自由なことを表す耳のシンボルマークです。このマークのシールやカードがありこれを身体障害者手帳や診療券・通帳・保険証などに貼ることにより、聴覚障害者であることを知ってもらえます。</p>
	<p>◇このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた盲人のための国際シンボルマークです。WBUによれば「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色は全て青にしなければならない」としています。横断歩道の歩行者用信号ボタンでこのマークが使われ、視覚障害者が安全に渡れるように信号時間が長めに調整されています。</p>

<p>内部障害者に理解を深める</p>  <p>ハート・プラス</p> 	<p>◇このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会が提唱しています。内部障害や・内部疾患は外見から分からないため、社会に十分に理解されずに辛い思いを声を出せずに我慢している人がいます。そのようなかたがたの存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために広く利用を呼びかけています。</p> <p>◇このマークは、オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有するかた)を示すシンボルマークで、社団法人日本オストミー協会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。オストメイト対応トイレとは、排泄物の処理や腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。</p>
	<p>◇このマークは身体障害者補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入口などに貼るマークです。補助犬とは身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数のかたが利用する施設(デパートや飲食店など)では、受入が義務付けられています。</p>
	<p>◇このマークは「ヘルプマーク」といい、内部障害や義足使用等のために、外見からは援助や配慮が必要であると分からないかたが、いざというときに援助を得やすくするためのマークです。</p> <p>◇このマークを見かけたら、電車・バス等で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなどの手助けをお願いします。</p> <p>◇千葉県では、このマークを表示した名刺大の「ヘルプカード」を作成しています。本人の状態やかかりつけ医、必要な配慮等について記入し持ち歩くことができます。障害福祉課窓口等で配布しておりますのでご利用ください。</p>
	<p>◇このマークは「障害者等用駐車区画利用証」といい、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者等が公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」を、利用しやすくなるようにするためのマークです。</p> <p>◇利用対象者の具体的な基準や申請方法については 66 ページをご確認ください。</p>

☆	マイナンバー <small>こじんばんごう</small> (個人番号) について
---	---

◇平成28年1月より、社会保障や税関係の申請の際にマイナンバーの記載が必要になりました。
 また平成29年11月13日から申請時にマイナンバーを提示することで、添付書類の一部又は全部の省略が可能となりました。

◇各項目名の脇に【マイナンバー対象】と書かれているものが該当します。

障害福祉課のマイナンバー対象事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療(精神通院) ・自立支援医療(更生医療) ・自立支援医療(育成医療) ・特別児童扶養手当(国の手当) ・特別障害者手当(国の手当) ・障害児福祉手当(国の手当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援(福祉サービス受給者証) ・障害福祉サービス・地域相談支援(福祉サービス受給者証) <p>※地域生活支援サービス(移動支援, 地域活動支援センター, 日中一時支援, 訪問入浴サービス)は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補装具 ・高額障害児通所給付費 ・高額障害福祉サービス等給付費

本人が申請する場合

確認内容	確認に必要な書類 ※(1)(2)ごとに①～③のいずれか1つ
(1)個人番号の確認	①個人番号カード ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
(2)申請者の身元の確認	①個人番号カード ②写真つきの公的書類1点 (住民基本台帳カード, 運転免許証, 運転経歴証明書, 旅券(パスポート), 身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳, 在留カード, 特別永住者証明書) ③氏名及び住所又は生年月日が記載された公的書類(又は公的書類に順ずる書類)2点 (健康保険証, 年金手帳, 特別児童扶養手当証書, 預金通帳, 医療受給者証, 福祉サービス受給者証, 社員証, 学生証など)

代理のかたが申請する場

確認内容	確認に必要な書類 ※①～③のいずれか1つ
(1)代理権の確認	①法定代理人…戸籍謄本やその他資格を証明する書類(後見の登記事項証明書など) ②任意代理人…委任状 ③上記による確認が困難な場合…健康保険証や受給者証等の公的書類
(2)個人番号の確認	「本人が申請者の場合」と同様の書類で確認します(本人分)
(3)代理人の身元の確認	「本人が申請者の場合」と同様の書類で確認します(代理人分)

◇対象事業ごとに「確認する個人番号の範囲」や「申請者と代理人の考え方」は異なります。
マイナンバーの届出により申請時に添付書類が省略できます。

対象事業	○個人番号の範囲 ◆申請者と代理人の考え方	省略可能な 主な書類の例
身体障害者 手帳	○手帳対象者本人 ◆本人 15 歳未満…申請者は保護者。 ◆本人 15 歳以上…申請者は本人(未成年(15～19 歳)の保護者は法定代理人。成人(20 歳以上)の父母やその他の家族が代わりに申請する場合は任意代理人)。	
精神障害者 保健福祉手帳	○手帳対象者本人 ◆年齢にかかわらず、申請者は本人(本人が 20 歳未満で保護者が代わりに申請する場合は法定代理人。本人が 20 歳以上で父母やその他の家族が代わりに申請する場合は任意代理人)。	障害年金証書 年金振込通知書 (省略できない場合有)
特別障害者 手当	○手当受給者本人／本人の配偶者／本人の同居扶養義務者 ◆20 歳以上を対象とした制度で、申請者は本人。父母やその他の家族が代わりに申請する場合は任意代理人。	課税(非課税)証明書 (省略できない場合有)
障害児 福祉手当	○対象児童／対象児童の扶養義務者 ◆20 歳未満を対象とした制度で、申請者は扶養義務者。	
特別児童 扶養手当	○対象児童／対象児童の保護者／対象児童の同居扶養義務者 ◆20 歳未満を対象とした制度で、申請者は保護者。	住民票 課税(非課税)証明書
自立支援医療 精神通院 更生医療 育成医療	○受診者本人／本人の同一保険加入者／本人(18 歳未満)の保護者 ◆本人 18 歳未満…申請者は保護者。 ◆本人 18 歳以上…申請者は本人(未成年(18～19 歳)の保護者は法定代理人。成人(20 歳以上)の父母やその他の家族が代わりに申請する場合は任意代理人)。	課税(非課税)証明書 (省略できない場合有)

次のページへ続く

障害児 通所支援	○対象児童／対象児童の保護者 ◆18歳未満(事情により20歳未満)を対象とした制度で、申請者は保護者。	生活保護受給証明書 課税(非課税)証明書
障害福祉 サービス等	○対象者本人／対象者(18歳未満)の保護者 ◆本人18歳未満…申請者は保護者。	生活保護受給証明書 課税(非課税)証明書 (省略できない場合 有)
補装具	◆本人18歳以上…申請者は本人(未成年(18~19歳)の保護者は法定代理人。成人(20歳以上)の父母やその他の家族が代わりに申請する場合は任意代理人)。	
高額障害児通 所給付費・高額 障害福祉サー ビス等給付費	○対象者本人／対象者(18歳未満)の保護者／同一世帯の他の対象者 ◆高額障害児通所給付費は障害児通所支援と同様。 ◆高額障害福祉サービス等給付費は障害福祉サービスと同様。	生活保護受給証明書 課税(非課税)証明書

※上の表にかかわらず、成年後見人や代理権を付与された保佐人、補助人は法定後見人となり、家族以外の第三者は任意代理人となります

≪【別表】指定難病一覧≫令和5年3月1日現在（告示番号病名）

病名	
≪あ≫	
135 アイカルディ症候群	116 アトピー性脊髄炎
119 アイザックス症候群	182 アペール症候群
66 IgA腎症	297 アラジール症候群
300 IgG4関連疾患	231 α1-アンチトリプシン欠乏症
24 亜急性硬化性全脳炎	218 アルポート症候群
46 悪性関節リウマチ	131 アレキサンダー病
83 アジソン病	201 アンジェルマン症候群
303 アッシャー症候群	184 アントレー・ピクスラー症候群
≪い≫	
247 イソ吉草酸血症	120 遺伝性ジストニア
222 一次性ネフローゼ症候群	115 遺伝性周期性四肢麻痺
223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	298 遺伝性膀胱炎
197 1p36欠失症候群	286 遺伝性鉄芽球性貧血
325 遺伝性自己炎症疾患	
≪う≫	
175 ウィーバー症候群	191 ウェルナー症候群
179 ウィリアムズ症候群	233 ウォルフラム症候群
171 ウィルソン病	29 ウルリッヒ病
145 ウエスト症候群	
≪え≫	
26 HTLV-1関連脊髄症	217 エプスタイン病
180 ATTR-X症候群	204 エマヌエル症候群
168 エーラス・ダンロス症候群	30 遠位型ミオパチー
287 エプスタイン症候群	
≪お≫	
68 黄色靱帯骨化症	170 オクシピタル・ホーン症候群
301 黄斑ジストロフィー	227 オスラー病
146 大田原症候群	
≪か≫	
232 カーニー複合	161 家族性良性慢性天疱瘡
141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	307 カナバン病
97 潰瘍性大腸炎	269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ アクネ症候群
72 下垂体性ADH分泌異常症	187 歌舞伎症候群
76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	258 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトラ ンスフェラーゼ欠損症
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	316 カルニチン回路異常症

73	下垂体性TSH分泌亢進症	257	肝型糖原病
74	下垂体性PRL分泌亢進症	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
78	下垂体前葉機能低下症	150	環状20番染色体症候群
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	209	完全大血管転位症
266	家族性地中海熱	164	眼皮膚白皮症
336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）		
《き》			
236	偽性副甲状腺機能低下症	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
219	ギャロウェイ・モフト症候群	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
1	球脊髄性筋萎縮症	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
220	急速進行性糸球体腎炎	2	筋萎縮性側索硬化症
271	強直性脊椎炎	256	筋型糖原病
41	巨細胞性動脈炎	113	筋ジストロフィー
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）		
《く》			
75	クッシング病	249	グルタル酸血症1型
106	クリオピリン関連周期熱症候群	250	グルタル酸血症2型
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	16	クロウ・深瀬症候群
181	クルーゾン症候群	96	クローン病
248	グルコーストランスポーター1欠損症	289	クロンカイト・カナダ症候群
《け》			
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	94	原発性硬化性胆管炎
158	結節性硬化症	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
42	結節性多発動脈炎	4	原発性側索硬化症
64	血栓性血小板減少性紫斑病	93	原発性胆汁性胆管炎
137	限局性皮質異形成	65	原発性免疫不全症候群
262	原発性高カイクロミクロン血症	43	顕微鏡的多発血管炎
《こ》			
267	高IgD症候群	283	後天性赤芽球癆
98	好酸球性消化管疾患	70	広範脊柱管狭窄症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
306	好酸球性副鼻腔炎	192	コケイン症候群
221	抗糸球体基底膜腎炎	104	コステロ症候群
69	後縦靱帯骨化症	274	骨形成不全症
80	甲状腺ホルモン不応症	199	5p欠失症候群
59	拘束型心筋症	185	コフィン・シリス症候群
241	高チロシン血症1型	176	コフィン・ローリー症候群
242	高チロシン血症2型	52	混合性結合組織病
243	高チロシン血症3型		

《さ》	
190 鰓耳腎症候群	84 サルコイドーシス
60 再生不良性貧血	212 三尖弁閉鎖症
55 再発性多発軟骨炎	317 三頭酵素欠損症
211 左心低形成症候群	
《し》	
103 C F C 症候群	177 ジュベール症候群関連疾患
53 シェーグレン症候群	33 シュワルツ・ヤンペル症候群
159 色素性乾皮症	154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
32 自己貪食空胞性ミオパチー	138 神経細胞移動異常症
95 自己免疫性肝炎	125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	34 神経線維腫症
61 自己免疫性溶血性貧血	121 神経フェリチン症
260 シトステロール血症	9 神経有棘赤血球症
318 シトリン欠損症	5 進行性核上性麻痺
224 紫斑病性腎炎	338 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
265 脂肪萎縮症	272 進行性骨化性線維異形成症
107 若年性特発性関節炎	25 進行性多巣性白質脳症
304 若年発症型両側性感音難聴	308 進行性白質脳症
10 シャルコー・マリー・トゥース病	309 進行性ミオクローヌステんかん
11 重症筋無力症	214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
208 修正大血管転位症	213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
《す》	
157 スタージ・ウェーバー症候群	38 スティーヴンス・ジョンソン症候群
202 スミス・マギニス症候群	
《せ》	
206 脆弱X症候群	160 先天性魚鱗癬
205 脆弱X症候群関連疾患	12 先天性筋無力症候群
54 成人スチル病	320 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
117 脊髄空洞症	311 先天性三尖弁狭窄症
18 脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	225 先天性腎性尿崩症
118 脊髄髄膜瘤	282 先天性赤血球形成異常性貧血
3 脊髄性筋萎縮症	312 先天性僧帽弁狭窄症
319 セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	139 先天性大脳白質形成不全症
328 前眼部形成異常	313 先天性肺静脈狭窄症
28 全身性アミロイドーシス	82 先天性副腎低形成症
49 全身性エリテマトーデス	81 先天性副腎皮質酵素欠損症
51 全身性强皮症	111 先天性ミオパチー

310	先天異常症候群	130	先天性無痛無汗症
294	先天性横隔膜ヘルニア	253	先天性葉酸吸収不全
132	先天性核上性球麻痺	127	前頭側頭葉変性症
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症		
《そ》			
147	早期ミオクロニー脳症	292	総排泄腔外反症
207	総動脈幹遺残症	194	ソトス症候群
293	総排泄腔遺残		
《た》			
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	13	多発性硬化症/視神経背髄炎
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	67	多発性嚢胞腎
7	大脳皮質基底核変性症	188	多脾症候群
326	大理石骨病	261	タンジール病
40	高安動脈炎	210	単心室症
17	多系統萎縮症	166	弾性線維性仮性黄色腫
275	タナトフォリック骨異形成症	296	胆道閉鎖症
44	多発血管炎性肉芽腫症		
《ち》			
305	遅発性内リンパ水腫	39	中毒性表皮壊死症
105	チャーシ症候群	101	腸管神経節細胞僅少症
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		
《て》			
108	TNF受容体関連周期性症候群	35	天疱瘡
172	低ホスファターゼ症		
《と》			
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	163	特発性後天性全身性無汗症
57	特発性拡張型心筋症	71	特発性大腿骨頭壊死症
85	特発性間質性肺炎	331	特発性多中心性キャスルマン病
27	特発性基底核石灰化症	92	特発性門脈圧亢進症
63	特発性血小板減少性紫斑病	140	ドラベ症候群
327	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)		
《な》			
268	中條・西村症候群	276	軟骨無形成症
174	那須・ハコラ病	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
《に》			
203	22q11.2欠失症候群	251	尿素サイクル異常症
295	乳幼児肝巨大血管腫		

《ぬ》	
195 ヌーナン症候群	
《ね》	
315 ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/ LMX1B 関連腎症	335 ネフロン癆
《の》	
263 脳腱黄色腫症	37 膿疱性乾癬（汎発型）
334 脳クレアチン欠乏症候群	299 嚢胞性線維症
122 脳表ヘモジデリン沈着症	
《は》	
6 パーキンソン病	230 肺泡低換気症候群
47 バージャー病	333 ハッチンソン・ギルフォード症候群
87 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	91 バッド・キアリ症候群
86 肺動脈性肺高血圧症	8 ハンチントン病
229 肺泡蛋白症（自己免疫性又は先天性）	
《ひ》	
152 PCDH19 関連症候群	239 ビタミンD 依存性くる病/骨軟化症
321 非ケトーシス型高グリシン血症	314 左肺動脈右肺動脈起始症
165 肥厚性皮膚骨膜炎	128 ビッカースタッフ脳幹脳炎
114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群	109 非典型溶血性尿毒症症候群
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	290 非特異性多発性小腸潰瘍症
58 肥大型心筋症	50 皮膚筋炎/多発性筋炎
36 表皮水疱症	291 ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
238 ビタミンD 抵抗性くる病/骨軟化症	
《ふ》	
173 VATER 症候群	235 副甲状腺機能低下症
183 ファイファー症候群	20 副腎白質ジストロフィー
215 ファロー四徴症	237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
285 ファンコニ貧血	110 ブラウ症候群
15 封入体筋炎	193 ブラダー・ウィリ症候群
240 フェニルケトン尿症	23 プリオン病
255 複合カルボキシラーゼ欠損症	245 プロピオン酸血症
《へ》	
228 閉塞性細気管支炎	126 ペリー症候群
322 β -ケトチオラーゼ欠損症	234 ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
56 ベーチェット病	136 片側巨脳症
31 ベスレムミオパチー	149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群

《ほ》	
323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	337 ホモシスチン尿症
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	254 ポルフィリン症
《ま》	
112 マリネスコ・シェーグレン症候群	88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
167 マルフアン症候群	270 慢性再発性多発性骨髄炎
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
《み》	
142 ミオクロニー欠神てんかん	21 ミトコンドリア病
143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
《む》	
329 無虹彩症	264 無βリポタンパク血症
189 無脾症候群	
《め》	
244 メープルシロップ尿症	133 メビウス症候群
324 メチルグルタコン酸尿症	169 メンケス病
246 メチルマロン酸血症	
《も》	
90 網膜色素変性症	178 モワット・ウィルソン症候群
22 もやもや病	
《や》	《ゆ》
196 ヤング・シン普森症候群	148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
《よ》	
198 4p欠失症候群	
《ら》	
19 ライソゾーム病	155 ランドウ・クレフナー症候群
151 ラスムッセン脳炎	
《り》	
252 リジン尿性蛋白不耐症	277 リンパ管腫症/ゴーハム病
216 両大血管右室起始症	89 リンパ脈管筋腫症
《る》	
162 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	102 ルビンシュタイン・テイビ症候群
《れ》	
302 レーベル遺伝性視神経症	156 レット症候群
259 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	144 レノックス・ガストー症候群
《ろ》	
186 ロスムンド・トムソン症候群	273 肋骨異常を伴う先天性側弯症

柏市役所 FAX番号一覧表

課名	FAX番号
危機管理政策課	7163-2188
防災安全課	7163-2188
行政課	7166-6026
人事課	7166-6026
給与厚生室	7166-6026
資産管理課	7163-3728
技術管理課	7163-3728
経営戦略課	7167-1210
データ分析室	7164-4055
共生・交流推進センター	7165-7323
DX推進課	7167-6644
財政課	7167-1210
債権管理課	7167-3203
契約課	7167-1210
収納課	7167-3203
市民税課	7167-3203
資産税課	7167-3203
秘書課	7166-0844
広報広聴課	7166-8289
市民活動支援課	7167-6644
旭町近隣センター	7144-8900
豊四季台近隣センター	7140-1050

課名	FAX番号
南部近隣センター	7160-7026
田中近隣センター	7140-8032
西原近隣センター	7140-5016
永楽台近隣センター	7163-6129
布施近隣センター	7132-3107
増尾近隣センター	7160-7027
光ヶ丘近隣センター	7160-7001
新富近隣センター	7145-1956
富里近隣センター	7173-9531
高田近隣センター	7148-4774 ※工事のため9月より使用停止予定
根戸近隣センター	7133-8953
新田原近隣センター	7167-1290
松葉近隣センター	7140-8063
藤心近隣センター	7160-7025
酒井根近隣センター	7175-2400
高柳近隣センター	7160-8111
沼南近隣センター	7192-1113
手賀近隣センター	7191-8033
スポーツ課	7167-6644
市民課	7160-1036
柏駅前行政サービスセンター	7168-5501
富勢出張所	7140-8031

パスポートセンター	7167-5001
消費生活センター	7164-4327
沼南支所福祉担当	7192-2926
健康政策課	7167-1732
高齢者支援課	7167-1282
地域包括支援課	7167-8381
地域保健課	7167-1732
健康増進課	7164-1263
保険年金課	7167-8103
国民年金室	7167-8103
地域医療推進課	7197-1511
医療公社管理課	7134-3838
(保健所) 総務企画課	7167-1732
保健予防課	7167-1732
生活衛生課	7167-1732
動物愛護ふれあいセンター	7193-1211
衛生検査課	7167-1732
福祉政策課	7164-3917
指導監査課	7162-0585
生活支援課	7163-9111
こども政策課	7165-0081
子育て支援課	7165-0081
こども福祉課	7165-0081

こども支援室	7162-1077
学童保育課	7167-1383
保育運営課	7164-0741
こども発達センター	7167-8588
環境政策課	7163-3728
廃棄物政策課	7163-3728
清掃施設課	7163-3728
環境サービス課	7163-3728
北部クリーンセンター	7131-6552
南部クリーンセンター	【ごみの収集】 7176-4537
	【ごみの持ち込み】 7170-7081
産業廃棄物対策課	7163-3728
商工振興課	7162-0585
農政課	7162-0585
公設市場	7131-2845
都市計画課	7167-7668
住環境再生課	7167-7668
北部整備課	7167-2266
建築指導課	7167-7668
開発事業調整課	7167-7668
宅地課	7167-7668
住宅政策課	7167-7668
公園緑地課	7167-2266

市街地整備課	7167-2266
北柏駅周辺整備課	7160-3850
中心市街地整備課	7167-2266
営繕管理課	7167-2266
道路総務課	7160-1788
道路保全課	7160-1788
道路サービス事務所	7131-6440
交通政策課	7160-1788
自転車対策室	7163-3728
道路整備課	7160-1788
河川排水課	7160-1788
会計課	7167-3203
(上下水道局) 総務課	7167-1165
経営企画課	7167-1165
料金課	7167-1269
給排水課	7167-1269
水道工務課	7167-1269
下水道工務課	7167-1165
施設管理課	7167-1165
(議) 庶務課	7167-0698
(議) 議事課	7167-0698
選挙管理委員会事務局	7167-1163
監査事務局	7163-3728
農業委員会事務局	7162-0585

教育総務課	7190-0892
教育政策課	7190-0892
教育施設課	7191-1660
学校給食課	7191-1212
学校給食センター	7192-1143
生涯学習課	7190-0892
中央公民館	7163-9364
文化課	7190-0892
図書館	7164-5905
学校教育課	7191-1212
学校財務室	7191-1212
教職員課	7191-1212
指導課	7191-7380
I C T推進室	7191-7380
児童生徒課	7191-1212
少年補導センター	7164-7599
市立柏高等学校	7132-3470
教育研究所	7191-7380
(消防局) 企画総務課	7133-0109
消防職員課	7133-0109
消防団課	7133-0109
火災予防課	7133-0109
警防課	7133-4000
救急課	7133-4000
指揮統制課	7133-8795

FAX 送信票

宛先

発信元

柏市役所

お名前

課

FAX 番号

送信日 年 月 日 ()

件名

内容

防 災 メ モ

■ 緊急時の連絡先

連絡先	電話	連絡先	電話
柏市役所		東京電力	
柏市消防局		柏市水道部	
柏警察署		病院	
ガス会社			

■ 家族の連絡先

連絡先	電話・ファクス (勤務先など)	住所	携帯電話

■ 親戚・知人などの連絡先

連絡先	電話・ファクス (勤務先など)	住所	携帯電話

■ 避難場所

避難場所		集合場所	
------	--	------	--

携帯用 ヘルプカード

■ 切り取るかコピーして家族皆で携帯しましょう。

氏名		年	月	日生
住所				
血液型 A B O AB Rh + -				
連絡先 自宅				
携帯				
保護者				
特記事項				
外側に折る				
障害の種類				
医療機関				
常備薬				
電話				
避難場所				
特記事項				

切り取り線

切り取り線

《編集・発行》

柏市 障害福祉課

〒277-8505

柏市柏5-10-1

TEL : 04-7167-1136 (直通)

2023年5月発行 (第2版)